

令和4年12月市議会定例会

## 議 案 参 考 資 料

(条例の一部改正新旧対照表)

(参 考 図 面)

(指定管理者となる団体の概要)



# 目 次

頁

議案第 108 号参考資料	唐津市職員の定年等に関する条例の一部改正新旧対照表	1
議案第 109 号参考資料	唐津市職員給与条例の一部改正新旧対照表	10
議案第 110 号参考資料	唐津市職員の退職手当に関する条例の一部改正新旧対照表	24
議案第 111 号参考資料	唐津市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正内容	
第 1 条関係	唐津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正新旧対照表	40
第 2 条関係	公益的法人等への唐津市職員の派遣等に関する条例の一部改正新旧対照表	43
第 3 条関係	唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表	44
第 4 条関係	唐津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表	48
第 5 条関係	技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表	53
第 6 条関係	唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表	54
第 7 条関係	唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正新旧対照表	55
第 8 条関係	唐津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正新旧対照表	56
第 9 条関係	唐津市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正新旧対照表	57
第 10 条関係	唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正新旧対照表	58
議案第 112 号参考資料	唐津市公共施設整備基金条例の一部改正新旧対照表	60
議案第 114 号参考資料	唐津市民交流プラザ条例の一部改正新旧対照表	61

議案第 1 1 5 号参考資料	唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例の一部改正新旧対照表	6 4
議案第 1 1 6 号参考資料	唐津市肥前文化会館条例の一部改正新旧対照表	6 6
議案第 1 1 7 号参考資料	唐津市相知交流文化センター条例の一部改正新旧対照表	6 8
議案第 1 1 8 号参考資料	唐津市鳴神温泉なのゆ条例の一部改正新旧対照表	7 2
議案第 1 1 9 号参考資料	唐津市ひれふりランド条例の一部改正新旧対照表	7 4
議案第 1 2 0 号参考資料	唐津市浜玉町世代間交流センター条例の一部改正新旧対照表	7 6
議案第 1 2 1 号参考資料	唐津市肥前町福祉センター条例の一部改正新旧対照表	7 8
議案第 1 2 2 号参考資料	唐津市高齢者ふれあい会館条例の一部改正新旧対照表	8 0
議案第 1 2 3 号参考資料	唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例の一部改正新旧対照表	8 5
議案第 1 2 4 号参考資料	唐津市肥前農産物加工施設条例の一部改正新旧対照表	8 7
議案第 1 2 5 号参考資料	唐津市呼子交流促進施設条例の一部改正新旧対照表	8 8
議案第 1 2 6 号参考資料	唐津市浜玉農山村改善センター条例の一部改正新旧対照表	8 9
議案第 1 2 7 号参考資料	唐津市農漁民センター条例の一部改正新旧対照表	9 0
議案第 1 2 8 号参考資料	唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例の一部改正新旧対照表	9 1

議案第 1 2 9 号参考資料	唐津市水産会館条例の一部改正新旧対照表	9 3
議案第 1 3 0 号参考資料	唐津市都市公園条例の一部改正新旧対照表	9 4
議案第 1 3 1 号参考資料	唐津市体育施設条例の一部改正新旧対照表	1 0 0
議案第 1 3 2 号参考資料	唐津市公民館条例の一部改正新旧対照表	1 1 5
議案第 1 3 3 号参考資料	唐津市都市コミュニティセンター条例の一部改正新旧対照表	1 1 7
議案第 1 3 4 号参考資料	唐津市巖木コミュニティセンター条例の一部改正新旧対照表	1 1 8
議案第 1 3 5 号参考資料	唐津市近代図書館条例の一部改正新旧対照表	1 1 9
議案第 1 4 0 号参考資料	字の区域変更の参考図面	1 2 0
議案第141～143号参考資料	指定管理者となる団体の概要	1 2 4



# 議案第108号参考資料

## 唐津市職員の定年等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則</u>（第1条）</p> <p>第2章 <u>定年制度</u>（第2条－第5条）</p> <p>第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制</u>（第6条－第11条）</p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制</u>（第12条）</p> <p>第5章 <u>雑則</u>（第13条）</p> <p><u>附則</u></p> <p>    <b>第1章 総則</b></p> <p>    （趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>    <b>第2章 定年制度</b></p> <p>    （定年による退職）</p> <p><b>第2条</b> 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。</p> <p>    （定年）</p> <p><b>第3条</b> 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医療施設等において医療業務に従事する医師の定年</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定年による退職）</p> <p><b>第2条</b> 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。</p> <p>（定年）</p> <p><b>第3条</b> 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、市民病院において医療業務に従事する医師の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p>

は、年齢70年とする。

(定年による退職の特例)

**第4条** 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある\_\_\_\_\_と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きある\_\_\_\_\_と認めるときは、市長の承

(定年による退職の特例)

**第4条** 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員\_\_\_\_\_に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該\_\_\_\_\_職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により\_\_\_\_\_公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による\_\_\_\_\_欠員を容易に補充することができないとき\_\_\_\_\_。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由\_\_\_\_\_が引き続き存すると認めるときは、市長の承



認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

**第6条** 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号。以下「給与条例」という。）第11条に規定する職（医療施設等において医療業務に従事する医師で給与条例別表第2のアの医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）

(2) 唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第265号）第4条に規定する職

(3) 前2号に掲げる職に準ずる職として任命権者が定めるもの

（管理監督職勤務上限年齢）

**第7条** 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

認を得て、\_\_\_\_\_1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日\_\_\_\_\_の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は\_\_\_\_\_、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった\_\_\_\_\_と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

**第8条** 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適正を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

**第9条** 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から

同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する

複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

**第10条** 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あ

らかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

**第11条** 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### **第4章** 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

**第12条** 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### **第5章** 雑則

(雑則)

**第13条** この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

#### **附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

#### **附 則**

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、唐津市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する令和4年改正条例による改正後の第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常員職員及び医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務

の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする<sup>と</sup>ともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。





# 議案第109号参考資料

## 唐津市職員給与条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 新たに職員となった場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の給料月額)</p>	<p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 新たに職員となった場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号給は、規則で定める_____。</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>(<u>再任用職員</u>_____の給料月額)</p>
<p><b>第6条</b> 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定</p>	<p><b>第6条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若し</p>

年前再任用短時間勤務職員」という。) の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

**第17条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 略

くは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に \_\_\_\_\_ 適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた \_\_\_\_\_ 額とする。

2 再任用職員で法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

**第17条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下 \_\_\_\_\_ 「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下 \_\_\_\_\_ 「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下 \_\_\_\_\_ 「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下\_\_\_\_\_「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下\_\_\_\_\_「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（短時間勤務職員\_\_\_\_\_のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 略

(時間外勤務手当)

**第21条** 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において「正規の時間外勤務」という。)の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(以下この条において「割振り変更前の時間外勤務」という。)の時間(規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項\_\_\_\_\_及び前項の規定にかかわらず、勤務

(時間外勤務手当)

**第21条** 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において「正規の時間外勤務」という。)の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(以下この条において「割振り変更前の時間外勤務」という。)の時間(規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務

1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の時間外勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を、割振り変更前の時間外勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の時間外勤務にあつては、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の時間外勤務にあつては、100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

（期末手当）

## 第27条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の時間外勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の時間外勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の時間外勤務にあつては、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の時間外勤務にあつては、100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

（期末手当）

## 第27条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

7 職員が退職した場合において、当該職員が退職の月又はその翌日に再び職員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

8 略

(勤勉手当)

**第30条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に市長の定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

**第31条** 第5条第3項から第9項まで、第12条から第16条まで及び第19条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

7 職員が退職した場合において、その者が退職の月又はその翌日に再び職員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

8 略

(勤勉手当)

**第30条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条\_\_\_\_\_においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に市長の定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員\_\_\_\_\_以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員\_\_\_\_\_ 当該再任用職員\_\_\_\_\_の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

(再任用職員\_\_\_\_\_についての適用除外)

**第31条** 第12条\_\_\_\_\_から第16条まで及び第19条の規定は、再任用職員\_\_\_\_\_には適用しない。

(給与の支給方法)

**第34条** 給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、現金で、直接職員に、その全額を支給するものとする。ただし、職員の申出があるときは、給与の全部又は一部の額を当該職員が指定する本人名義の口座に振り込む方法により支給することができる。

2 略

附 則

1～10 略

(給料の特例)

1.1 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第13項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

1.2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 唐津市職員の定年等に関する条例(平成17年条例第35号。以下「定年条例」という。)第3条第2項に規定する職員
- (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された

(給与の支給方法)

**第34条** 給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、現金で、直接職員に、その全額を支給するものとする。ただし、職員の申出があるときは、給与の全部又は一部の額をその者が指定する本人名義の口座に振り込む方法により支給することができる。

2 略

附 則

1～10 略

定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

(5) 定年条例附則第3項に掲げる職員

1 3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 5 異動日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 6 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11



項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第27条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第27条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	略	略	略	略	略	略	略
短時間	2	略	略	略	略	略	略	略
勤務職	3	略	略	略	略	略	略	略
員以外	4	略	略	略	略	略	略	略
の職員	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略
	125		略					
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用		月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
短時間		円	円	円	円	円	円	円
勤務職		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300
員								

備考 略

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円	円
職員以 外	1	略	略	略	略	略	略	略
	2	略	略	略	略	略	略	略
	3	略	略	略	略	略	略	略
	4	略	略	略	略	略	略	略
の職員	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略
	125		略					
再任用		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300
職員								

備考 略

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	略	略	略	略
短時間	2	略	略	略	略
勤務職	3	略	略	略	略
員以外	4	略	略	略	略
の職員	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	97		略		
定年前		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
再任用		円	円	円	円
短時間		<u>296,200</u>	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>	<u>466,000</u>
勤務職					
員					

備考 略

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円
職員以 外	1	略	略	略	略
	2	略	略	略	略
	3	略	略	略	略
	4	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
の職員	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	97		略		
再任用		<u>296,200</u>	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>	<u>466,000</u>
職員					

備考 略

イ 医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	略	略	略	略	略
短時間	2	略	略	略	略	略
勤務職	3	略	略	略	略	略
員以外	4	略	略	略	略	略
の職員	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	113			略		
定年前		<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>
再任用		<u>月 額</u>	<u>月 額</u>	<u>月 額</u>	<u>月 額</u>	<u>月 額</u>
短時間		円	円	円	円	円
勤務職		<u>188,700</u>	<u>215,300</u>	<u>246,700</u>	<u>260,300</u>	<u>286,000</u>
員						

備考 略

イ 医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円
職員以 外	1	略	略	略	略	略
	2	略	略	略	略	略
	3	略	略	略	略	略
	4	略	略	略	略	略
の職員	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	113			略		
再任用		<u>188,700</u>	<u>215,300</u>	<u>246,700</u>	<u>260,300</u>	<u>286,000</u>
職員						

備考 略

ウ 医療職給料表（3）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	略	略	略	略	略
短時間	2	略	略	略	略	略
勤務職	3	略	略	略	略	略
員以外	4	略	略	略	略	略
の職員	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	169	略				
定年前		<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>
再任用		<u>月 額</u>	<u>月 額</u>	<u>月 額</u>	<u>月 額</u>	<u>月 額</u>
短時間		円	円	円	円	円
勤務職		235,100	258,800	266,100	276,400	293,000
員						

備考 略

ウ 医療職給料表（3）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円
職員以	1	略	略	略	略	略
外	2	略	略	略	略	略
	3	略	略	略	略	略
	4	略	略	略	略	略
の職員	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	169	略				
再任用		<u>235,100</u>	<u>258,800</u>	<u>266,100</u>	<u>276,400</u>	<u>293,000</u>
職員						

備考 略

別表第3（第4条の2関係）

等級別基準職務表

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	略
3級	係長、主査又は副主査の職務
4級	主幹又は困難な業務を分掌する係長若しくは主査の職務
5級	課長、参与又は副課長の職務
6級	副部長、市民センター長又は困難な業務を所掌する課長の職務
略	略

イ～エ 略

別表第3（第4条の2関係）

等級別基準職務表

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	略
3級	係長、主査又は副主査の職務
4級	困難_____な業務を分掌する係長又は主査_____の職務
5級	課長又は_____副課長の職務
6級	副部長、市民センター長又は困難な業務を所掌する課長の職務
略	略

イ～エ 略

# 議案第110号参考資料

## 唐津市職員の退職手当に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(退職手当の支給)</p> <p><b>第2条</b> この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（ _____ _____ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26年条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第16条第2項において「勤務日数」という。</u>）が18日（1月間の日数（唐津市の休日定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。<u>第16条第2項において「職員みなし日数」という。</u>）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p><b>第2条</b> この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26年条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「職員」という。</u>）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。 _____）が18日 _____ _____ _____ 以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上</p>

勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項の規定により採用された職員については、この限りでない。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

**第7条** 第6条第1項に規定する者(25年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。)のうち、唐津市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の <u>3月31日</u> におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の <u>3月31日</u> におけるそ

勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員\_\_\_\_\_については、この限りでない。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

**第7条** 第6条第1項に規定する者(25年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日から6月前\_\_\_\_\_までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢\_\_\_\_\_が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日_____におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日_____におけるそ



		の者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
略	略	略

第10条の3 第7条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	第4条から第6条まで	第7条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の

		の者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日 _____ におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
略	略	略

第10条の3 第7条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	第4条から第6条まで	第7条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日 _____ におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の

略	略	略
第10条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第10条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1項第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第7条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

略	略	略
第10条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日____ ____ ____におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第10条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日____ ____ ____におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1項第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日____ ____ ____におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第7条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

**第10条の4** 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第11条第4項において「休職月等」という。）のうち市長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(6) 略

2～5 略

**第10条の4** 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下 \_\_\_\_\_ 「休職月等」という。）のうち市長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下 \_\_\_\_\_ 「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(6) 略

2～5 略

(失業者の退職手当)

第16条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数

---

\_\_以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の別に市長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた

(失業者の退職手当)

第16条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18

日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の別に市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた

第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職手当の支払の差止め)

**第19条** 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

第1項に規定する支給期間」とする

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職手当の支払の差止め)

**第19条** 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

**第20条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合に

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

**第20条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合に

において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間事務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

**第21条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には\_\_\_\_\_、

において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員」に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

**第21条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、

これらの規定により算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

**第23条** 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相

これらの規定により算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員 \_\_\_\_\_ に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員 \_\_\_\_\_ に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

**第23条** 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条 \_\_\_\_\_ において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相



続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には\_\_\_\_\_、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には\_\_\_\_\_、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手

続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手

当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には\_\_\_\_\_、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には\_\_\_\_\_、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には\_\_\_\_\_、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

#### 附 則

1～5 略

当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員\_\_\_\_\_に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員\_\_\_\_\_に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

#### 附 則

1～5 略

(退職手当の調整)

- 6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条まで及び附則第15項から第20項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第10条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。
- 7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2及び附則第18項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条又は附則第16項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

9～12 略

(退職手当の特例)

13 略

- 14 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「
- イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(退職手当の調整)

- 6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条まで\_\_\_\_\_の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第10条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。
- 7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2\_\_\_\_\_の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条\_\_\_\_\_の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

9～12 略

13 略

- 14 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「
- イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

とあるのは  
「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」

とする。

15 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「第6条又は附則第15項」とする。

16 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「第6条又は附則第16項」とする。

17 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本

とあるのは  
「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」

とする。

額については適用しない。

(1) 唐津市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）による改正前の唐津市職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員

(2) 唐津市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

18 唐津市職員給与条例附則第11項の規定による職員の給料月額の設定は、第6条の2に規定する給与月額の減額改定に該当しないものとする。

19 当分の間、第6条第1項に規定する者（勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものを除く。）に対する第7条の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>附則第17項各号に掲げる職員以外の者</u>	<u>60歳</u>
<u>附則第17項第1号に掲げる職員</u>	<u>65歳</u>
<u>附則第17項第2号に掲げる職員</u>	<u>令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する年齢</u>
<u>附則第17項第3号に掲げる職員</u>	<u>規則で定める年齢</u>

20 当分の間、第6条第1項に規定する職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の疾病又は死亡により退職した者であつて、前項の表の左欄に掲げるものが、それぞれ旧定年退職日（同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後の最初の3月31日をいう。）の前年の3月31日までに退職し

たときにおける第7条及び第10条の3の規定の適用については、第7条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

## 議案第111号参考資料（第1条関係）

### 唐津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに職員の失職の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(降給の種類)</u></p> <p><b>第2条</b> <u>降給の種類は、降格（職員の意に反して当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することになった場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p><u>(降給の事由)</u></p> <p><b>第3条</b> <u>職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降格することができる。この場合において、第4号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果</u> _____に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

ず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

2 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき、職員の勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときは、これを降号することができる。

(降任、免職、休職及び降給の手續)

**第4条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_, 医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

(1) 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合

(2) 法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合

(降任、免職及び休職\_\_\_\_\_の手續)

**第2条** 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。



(3) 前条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

**第5条** 略

**第6条** 略

(失職の特例)

**第7条** 略

(委任)

**第8条** 略

附 則

1～5 略

(降給の特例)

6 唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号）附則第11項の規定による降給とする」とする。

7 第4条第2項の規定は、唐津市職員給与条例附則第11項による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することになった旨の通知を行うものとする。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

**第3条** 略

**第4条** 略

(失職の特例)

**第5条** 略

(委任)

**第6条** 略

附 則

1～5 略



## 議案第111号参考資料（第2条関係）

### 公益的法人等への唐津市職員の派遣等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <hr/> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の規定により条件付採用とされている職員(市長が別に定める職員を除く。)</p> <p>(4) 唐津市職員の定年等に関する条例(平成17年条例第35号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法_____第22条の規定により条件付採用とされている職員(市長が別に定める職員を除く。)</p> <p>(4) 唐津市職員の定年等に関する条例(平成17年条例第35号_____)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>



議案第 1 1 1 号参考資料（第 3 条関係）  
 唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（1 週間の勤務時間）</p> <p><b>第 2 条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項                      _____の規定により採用された職員で同項                      _____に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分から 3 1 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p><b>第 3 条</b> 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 4 5 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 4 5 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短</u></p>	<p>（1 週間の勤務時間）</p> <p><b>第 2 条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項若しくは第 2 8 条の 5 第 1 項又は同法第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分から 3 1 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p><b>第 3 条</b> 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 4 5 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 4 5 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤</u></p>

時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上での週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

**第5条** 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（時間外勤務代休時間）

務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上での週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

**第5条** 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（時間外勤務代休時間）

**第9条の2** 任命権者は、唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号。以下「職員給与条例」という。）第21条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

（休日の代休日）

**第11条** 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（同項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 略

（年次休暇）

**第13条** 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) 及び(3) 略

**第9条の2** 任命権者は、唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号。以下「職員給与条例」という。）第21条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

（休日の代休日）

**第11条** 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 略

（年次休暇）

**第13条** 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) 及び(3) 略

2及び3 略

(介護休暇)

**第16条** 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 略

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

**第17条** 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

**第18条** 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して任命権者が定める。

2及び3 略

(介護休暇)

**第16条** 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 略

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

**第17条** 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

**第18条** 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して任命権者が定める。



## 議案第111号参考資料（第4条関係）

### 唐津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 唐津市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第35号。<u>以下「定年条例」という。</u>）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第10条第1項第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p><b>第10条</b> 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>定年条例</u> 第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p><b>第17条</b> 育児短時間勤務をしている職員（この条、次条及び附則第4項において「育児短時間勤務職員」という。）についての<u>給与条例の規定の適用</u>について</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 唐津市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第35号_____）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p><b>第10条</b> 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>唐津市職員の定年等に関する条例</u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p><b>第17条</b> 育児短時間勤務をしている職員（この条及び次条_____において「育児短時間勤務職員」という。）についての<u>給与条例の適用</u>_____について</p>

は、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項、 第5項及び第6 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第17条第2項 第2号	定年前再任用短 時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第21条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第21条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が唐津市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第42号）第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間

は、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項 —	定める	定めるものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
第6条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第17条第2項 第2号	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第21条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日午前5時—までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第21条第4項	第2項	唐津市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第42号）第17条
第21条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が唐津市職員の育児休業等に関する条例—

		である場合にあつては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
略	略	略

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

**第18条 略**

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をし、又はした職員についての準用)

**第18条の2** 第17条及び第17条の2の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

2 前条の規定は、前項の短時間勤務をした職員について準用する。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

**第18条の3** 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項、 第5項及び第6	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条
--------------------	------	--

		第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
略	略	略

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

**第18条 略**

項		例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする
第17条第2項 第2号及び第21条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第31条	第5条第3項から第9項まで、 第12条から第16条まで	第13条、第14条及び第16条
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

**第20条** 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

**第21条** 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

**第20条** 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

**第21条** 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等

等を除く。以下この条において同じ。) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2及び3 略

附 則

1～3 略

(給与条例附則第11項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第11項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

5 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第11項の規定の適用を受ける場合における第18条の2の規定の適用については、同条中「及び第17条の2」とあるのは、「、第17条の2及び附則第4項」とする。

\_\_を除く。以下この条において同じ。) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2及び3 略

附 則

1～3 略



議案第 1 1 1 号参考資料（第 5 条関係）

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第 1 6 条 第 4 条、第 5 条及び第 1 4 条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（<u>地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。</u>）<u>及び</u>地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>	<p>(再任用職員等<u>                                </u>についての適用除外)</p> <p>第 1 6 条 第 4 条、第 5 条及び第 1 4 条の規定は、<u>地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員及び</u>地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>





## 議案第 1 1 1 号参考資料（第 6 条関係）

### 唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p><b>第 2 条</b> 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）<u>第 2 2 条の 4 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(専従退職者の給与)</p> <p><b>第 1 8 条</b> 地方公営企業等の労働関係に関する法律<u>（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）</u></p> <p>第 6 条第 1 項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p><b>第 2 0 条</b> 第 5 条、第 6 条及び第 1 5 条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）</u>  <u>及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p><b>第 2 条</b> 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）<u>第 2 8 条の 5 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(専従退職者の給与)</p> <p><b>第 1 8 条</b> 地方公営企業等の労働関係に関する法律_____</p> <p>第 6 条第 1 項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>(再任用職員等_____についての適用除外)</p> <p><b>第 2 0 条</b> 第 5 条、第 6 条及び第 1 5 条の規定は、<u>地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</u></p>



議案第 1 1 1 号参考資料（第 7 条関係）

唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1)～(148) 略</p> <p><u>(149) 唐津市職員の再任用に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 6 号）</u></p>	<p>次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1)～(148) 略</p>



## 議案第111号参考資料（第8条関係）

### 唐津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(報告事項)</p> <p><b>第3条</b> 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p><b>第3条</b> 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>



議案第 1 1 1 号参考資料（第 9 条関係）

唐津市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(適用除外)</p> <p><b>第 4 条</b> 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第 2 8 条の 6 第 1 項の規定により退職した場合（同法第 2 8 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p><b>第 4 条</b> 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第 2 8 条の 2 第 1 項の規定により退職した場合（同法第 2 8 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>(3)～(6) 略</p>





## 議案第111号参考資料（第10関係）

### 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(唐津市職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p><b>第9条</b> <u>第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例第5条第3項、第5項及び第6項、第17条、第21条並びに第31条の規定の適用については、給与条例第5条第3項、第5項及び第6項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」と、給与条例第17条第2項第2号及び第21条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、給与条例第31条中「第5条第3項から第9項まで、第12条から第16条まで」とあるのは「第12条から第16条まで」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</u></p> <p>(唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)</p> <p><b>第10条</b> 略</p> <p><b>第11条</b> <u>第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員に対する企業職員給与条例第20条の規定の適用については、同条中「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）</u>  <u>_____」</u>とあるのは「唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26年条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(唐津市職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p><b>第9条</b> <u>第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例第6条第2項、第17条、第21条及び第31条の規定の適用については、給与条例第6条第2項中「再任用職員で法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、「勤務時間条例第2条第2項」とあるのは「勤務時間条例第2条第4項」と、給与条例第17条第2項第2号中「短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、給与条例第21条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、給与条例第31条中「再任用職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</u></p> <p>(唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)</p> <p><b>第10条</b> 略</p> <p><b>第11条</b> <u>第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員に対する企業職員給与条例第20条の規定の適用については、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とあるのは「唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26年条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</u></p>

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の読替え)

**第 1 2 条** 第 4 条の規定により任期を定めて採用された技能労務職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項の職員をいう。以下同じ。）に対する技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 5 号）第 1 6 条の規定の適用については、同条中「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）

\_\_\_\_\_」とあるのは「唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 6 年条例第 2 号）第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の読替え)

**第 1 2 条** 第 4 条の規定により任期を定めて採用された技能労務職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項の職員をいう。以下同じ。）に対する技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 5 号）第 1 6 条の規定の適用については、同条中「地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員

\_\_\_\_\_」とあるのは「唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 6 年条例第 2 号）第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

## 議案第112号参考資料

### 唐津市公共施設整備基金条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市における公共施設の整備(除却を含む。)に資するため、唐津市公共施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市における公共施設の整備_____に資するため、唐津市公共施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>



# 議案第114号参考資料

## 唐津市民交流プラザ条例の一部改正新旧対照表

改 正 案			現 行								
別表（第6条、第14条関係）			別表（第6条、第14条関係）								
区分	単位	金額	1 多目的ホール使用料								
多目的ホール（料金を徴収しない場合）	1時間当たり	1,870円	区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	超 過（1時間当たり）	
多目的ホール（料金を徴収する場合）	1時間当たり	3,760円	料 金	2,930円	4,500円	5,550円	7,850円	10,470円	13,410円	1,250円	
第1会議室	1時間当たり	930円	を 徴 収 し ない 場 合								
第2会議室	1時間当たり	930円	料 金	5,860円	9,010円	11,100円	15,710円	20,950円	26,810円	2,510円	
小会議室1	1時間当たり	460円	を 徴 収 す る 場 合								
小会議室2	1時間当たり	310円	備 考	多目的ホールの設備、器具等の使用料は、市長が規則で定める。							
交流活動室	—	無料	2 会議室等使用料								
ロッカー	1月当たり	520円	区分	料 金							
備考			第1会議室	1時間につき 620円							
1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。			第2会議室	1時間につき 620円							
2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。											
3 ロッカーの利用期間に1月に満たない端数があるときは、これを1月に切り上げる。											

小会議室 1	1 時間につき 310 円
小会議室 2	1 時間につき 210 円
交流活動室	無料
ロッカー	1 月につき 520 円

備考

- 1 会議室及び小会議室の午後 6 時以降の利用における使用料については、1 時間当たりの料金に 2 割 5 分相当額を加算する。
- 2 会議室及び小会議室において利用者が営利を目的として使用する場合及び入場料金を徴収する場合は、10 割相当額を加算する。
- 3 ロッカーの使用期間に 1 月に満たない端数があるときは、これを 1 月に切り上げる。
- 4 会議室の設備、器具等の使用料は、市長が規則で定める。

3 冷暖房使用料

区分	料金
多目的ホール	1 時間につき 410 円
第 1 会議室	1 時間につき 150 円
第 2 会議室	1 時間につき 150 円
小会議室 1	1 時間につき 100 円
小会議室 2	1 時間につき 100 円
交流活動室	無料

備考（別表共通）

- 1 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理並びに原状回復に要する時間を含む。

ものとする。





# 議案第115号参考資料

## 唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行				
別表（第7条、第14条関係）		別表（第7条、第14条関係）				
1 入館料（入湯料を含む。）		巖木温泉佐用姫の湯使用料				
区分	金額（1人当たり）		区分	金額		
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		昼間	夜間	
大人（中学生以上）	610円	460円	幼児（4歳以上）	260円	210円	
小人（4歳以上）	300円	230円	小学校児童			
備考 回数券を発行する場合は、12回分の額につき2回分の額を割り引くものとする。		上記に掲げる者以外の者（乳児及び4歳未満の幼児を除く。）		410円	310円	
2 家族湯使用料		備考		1 昼間とは午前9時から午後6時まで、夜間とは午後6時から午後9時までとする。		
区分	金額（1室につき1時間当たり）		2 回数券を発行する場合は、12回分の額につき2回分の額を割り引くものとする。			
家族湯	1,560円		2 家族湯使用料			
備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。		3 会議室使用料		区分		金額
区分	金額（1室につき1時間当たり）		セミナー室		1,040円（1時間以内）	
セミナー室	1,560円		備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。		1時間を超えるときは、30分増すごとに520円	
備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。		備考 1時間を超える場合において30分間に満たない端数の時間は、30分間として計算する。				

3 会議室使用料

区分	金額
セミナー室	1,040円（1時間以内） 1時間を超えるときは、1時間増すごとに1,040円

備考 1時間を超える場合において1時間に満たない端数の時間は、1時間として計算する。

# 議案第116号参考資料

## 唐津市肥前文化会館条例の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行																																								
別表（第6条、第14条関係）		別表（第6条、第14条関係）																																								
1 施設使用料		肥前文化会館施設使用料金表																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間あたり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>7,840 円</td> </tr> <tr> <td>舞台のみ</td> <td>1,560 円</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td>1,170 円</td> </tr> <tr> <td>楽屋1</td> <td>780 円</td> </tr> <tr> <td>楽屋2</td> <td>780 円</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td>780 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額（1時間あたり）	ホール	7,840 円	舞台のみ	1,560 円	リハーサル室	1,170 円	楽屋1	780 円	楽屋2	780 円	控室	780 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">○施設使用料</th> </tr> <tr> <th>部屋名</th> <th>基本料金（1時間につき）</th> <th>冷暖房使用時（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>円 5,230</td> <td>円 7,850</td> </tr> <tr> <td>舞台のみ</td> <td>1,040</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td>520</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>楽屋1</td> <td>310</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>楽屋2</td> <td>310</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td>310</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table>			○施設使用料			部屋名	基本料金（1時間につき）	冷暖房使用時（1時間につき）	ホール	円 5,230	円 7,850	舞台のみ	1,040	1,570	リハーサル室	520	780	楽屋1	310	520	楽屋2	310	520	控室	310	520
区分	金額（1時間あたり）																																									
ホール	7,840 円																																									
舞台のみ	1,560 円																																									
リハーサル室	1,170 円																																									
楽屋1	780 円																																									
楽屋2	780 円																																									
控室	780 円																																									
○施設使用料																																										
部屋名	基本料金（1時間につき）	冷暖房使用時（1時間につき）																																								
ホール	円 5,230	円 7,850																																								
舞台のみ	1,040	1,570																																								
リハーサル室	520	780																																								
楽屋1	310	520																																								
楽屋2	310	520																																								
控室	310	520																																								
備考		備考																																								
<p>1 市民以外の者が利用する場合の使用料は、各区分に応じた金額の2倍の額とする。</p> <p>2 入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料は、各区分に応じた金額の2倍の額とする。ただし、市民以外の者が利用する場合の使用料は、各区分に応じた金額の3倍の額とする。</p> <p>3 ホール又は舞台のみの区分において冷暖房を利用するときは、別に1時間当たり2,720円を徴収する。</p>		<p>1 市外者の利用については、この表に定める額の2倍とする。</p> <p>2 ホールの利用者が入館者から入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料は、この表に定める額の2倍とする。ただし、市外者にあつては3倍とする。</p>																																								
2 附属施設備品使用料		○附属施設備品使用料																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1回当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明施設（全施設）</td> <td>52,380 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額（1回当たり）	照明施設（全施設）	52,380 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設備品名</th> <th>基本料金（1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明施設（全施設）</td> <td>円 52,380</td> </tr> </tbody> </table>			施設備品名	基本料金（1回につき）	照明施設（全施設）	円 52,380																														
区分	金額（1回当たり）																																									
照明施設（全施設）	52,380 円																																									
施設備品名	基本料金（1回につき）																																									
照明施設（全施設）	円 52,380																																									

照明施設（全施設の2分の1）	26,190 円
照明施設（基本のみ）	10,470 円
ピアノ	2,090 円

備考

- 1 1回当たりとは、1ステージとし、4時間以内とする。ただし、4時間を  
超えた場合は、1時間増すごとに各区分に応じた金額の4分の1の額を加算  
した額とする。
- 2 追加を要する照明、音響技術料等は、別途利用者が負担するものとする。

照明施設（2分の1施設）	26,190
照明施設（基本のみ）	10,470
ピアノ	2,090

備考

- 1 1回の使用とは、1ステージとし、4時間以内とする。ただし、4時間を  
超えた場合は、1時間増すごとにこの表に定める額の4分の1の額を加算し  
た額とする。
- 2 追加を要する照明、音響技術料等は、別途利用者が負担するものとする。

議案第117号参考資料

唐津市相知交流文化センター条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																																		
<p>(使用料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>グランドピアノ</u>を使用する利用者は、別表第2に定める使用料を後納しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>別表第1 (第7条、第15条関係)</p> <p>1 <u>生涯学習センター使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>会議室 (1)</u></td><td style="text-align: center;">600 円</td></tr> <tr><td><u>会議室 (2)</u></td><td style="text-align: center;">600 円</td></tr> <tr><td><u>会議室 (3)</u></td><td style="text-align: center;">600 円</td></tr> <tr><td><u>調理実習室</u></td><td style="text-align: center;">600 円</td></tr> <tr><td><u>和室 (1)</u></td><td style="text-align: center;">400 円</td></tr> <tr><td><u>和室 (2)</u></td><td style="text-align: center;">600 円</td></tr> <tr><td><u>研修室 (A)</u></td><td style="text-align: center;">1,200 円</td></tr> <tr><td><u>研修室 (B)</u></td><td style="text-align: center;">2,400 円</td></tr> <tr><td><u>研修室 (全室利用)</u></td><td style="text-align: center;">3,660 円</td></tr> <tr><td><u>エントランス</u></td><td style="text-align: center;">450 円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 <u>文化ホール使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">金額 (1時間当たり)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (1時間当たり)	<u>会議室 (1)</u>	600 円	<u>会議室 (2)</u>	600 円	<u>会議室 (3)</u>	600 円	<u>調理実習室</u>	600 円	<u>和室 (1)</u>	400 円	<u>和室 (2)</u>	600 円	<u>研修室 (A)</u>	1,200 円	<u>研修室 (B)</u>	2,400 円	<u>研修室 (全室利用)</u>	3,660 円	<u>エントランス</u>	450 円	区分	金額 (1時間当たり)	区分	金額 (1時間当たり)	<p>(使用料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>各種楽器、備品及び附属施設並びに設備</u>を使用する利用者は、別表第2に定める使用料を後納しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>別表第1 (第7条、第15条関係)</p> <p>1 <u>生涯学習センターの使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">会議室等名称</th> <th style="text-align: center;">利用単位</th> <th style="text-align: center;">基本使用料</th> <th style="text-align: center;">冷暖房料</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>会議室 (1)</u></td><td style="text-align: center;">30分間</td><td style="text-align: center;">150 円</td><td style="text-align: center;">50 円</td><td rowspan="10">冷暖房料は、冷暖房を使用した場合に、基本使用料と併せて徴収する。</td></tr> <tr><td><u>会議室 (2)</u></td><td style="text-align: center;">30分間</td><td style="text-align: center;">150 円</td><td style="text-align: center;">50 円</td></tr> <tr><td><u>会議室 (3)</u></td><td style="text-align: center;">30分間</td><td style="text-align: center;">150 円</td><td style="text-align: center;">50 円</td></tr> <tr><td><u>調理実習室</u></td><td style="text-align: center;">30分間</td><td style="text-align: center;">150 円</td><td style="text-align: center;">50 円</td></tr> <tr><td><u>和室 (1)</u></td><td style="text-align: center;">30分間</td><td style="text-align: center;">150 円</td><td style="text-align: center;">50 円</td></tr> <tr><td><u>和室 (2)</u></td><td style="text-align: center;">30分間</td><td style="text-align: center;">150 円</td><td style="text-align: center;">50 円</td></tr> <tr><td><u>研修室 (A)</u></td><td style="text-align: center;">30分間</td><td style="text-align: center;">310 円</td><td style="text-align: center;">90 円</td></tr> <tr><td><u>研修室 (B)</u></td><td style="text-align: center;">30分間</td><td style="text-align: center;">620 円</td><td style="text-align: center;">180 円</td></tr> <tr><td><u>研修室 (全室利用)</u></td><td style="text-align: center;">30分間</td><td style="text-align: center;">940 円</td><td style="text-align: center;">280 円</td></tr> <tr><td><u>エントランス (展示)</u></td><td style="text-align: center;">30分間</td><td style="text-align: center;">150 円</td><td style="text-align: center;">一円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 <u>文化ホールの使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ホール等名称</th> <th style="text-align: center;">利用単位</th> <th style="text-align: center;">基本使用料</th> <th style="text-align: center;">冷暖房料</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ホール等名称</td> <td style="text-align: center;">利用単位</td> <td style="text-align: center;">基本使用料</td> <td style="text-align: center;">冷暖房料</td> <td style="text-align: center;">摘要</td> </tr> </tbody> </table>	会議室等名称	利用単位	基本使用料	冷暖房料	摘要	<u>会議室 (1)</u>	30分間	150 円	50 円	冷暖房料は、冷暖房を使用した場合に、基本使用料と併せて徴収する。	<u>会議室 (2)</u>	30分間	150 円	50 円	<u>会議室 (3)</u>	30分間	150 円	50 円	<u>調理実習室</u>	30分間	150 円	50 円	<u>和室 (1)</u>	30分間	150 円	50 円	<u>和室 (2)</u>	30分間	150 円	50 円	<u>研修室 (A)</u>	30分間	310 円	90 円	<u>研修室 (B)</u>	30分間	620 円	180 円	<u>研修室 (全室利用)</u>	30分間	940 円	280 円	<u>エントランス (展示)</u>	30分間	150 円	一円	ホール等名称	利用単位	基本使用料	冷暖房料	摘要	ホール等名称	利用単位	基本使用料	冷暖房料	摘要
区分	金額 (1時間当たり)																																																																																		
<u>会議室 (1)</u>	600 円																																																																																		
<u>会議室 (2)</u>	600 円																																																																																		
<u>会議室 (3)</u>	600 円																																																																																		
<u>調理実習室</u>	600 円																																																																																		
<u>和室 (1)</u>	400 円																																																																																		
<u>和室 (2)</u>	600 円																																																																																		
<u>研修室 (A)</u>	1,200 円																																																																																		
<u>研修室 (B)</u>	2,400 円																																																																																		
<u>研修室 (全室利用)</u>	3,660 円																																																																																		
<u>エントランス</u>	450 円																																																																																		
区分	金額 (1時間当たり)																																																																																		
区分	金額 (1時間当たり)																																																																																		
会議室等名称	利用単位	基本使用料	冷暖房料	摘要																																																																															
<u>会議室 (1)</u>	30分間	150 円	50 円	冷暖房料は、冷暖房を使用した場合に、基本使用料と併せて徴収する。																																																																															
<u>会議室 (2)</u>	30分間	150 円	50 円																																																																																
<u>会議室 (3)</u>	30分間	150 円	50 円																																																																																
<u>調理実習室</u>	30分間	150 円	50 円																																																																																
<u>和室 (1)</u>	30分間	150 円	50 円																																																																																
<u>和室 (2)</u>	30分間	150 円	50 円																																																																																
<u>研修室 (A)</u>	30分間	310 円	90 円																																																																																
<u>研修室 (B)</u>	30分間	620 円	180 円																																																																																
<u>研修室 (全室利用)</u>	30分間	940 円	280 円																																																																																
<u>エントランス (展示)</u>	30分間	150 円	一円																																																																																
ホール等名称	利用単位	基本使用料	冷暖房料	摘要																																																																															
ホール等名称	利用単位	基本使用料	冷暖房料	摘要																																																																															

リハーサル室	600 円
控室（１）	400 円
控室（２）	400 円
舞台のみ	1,860 円
ホール	7,270 円
ホワイエ	300 円

3 附属設備・備品等使用料

区分	金額（1時間あたり）
ステージ照明設備	10,460 円
ステージ音響設備	300 円
ホール音響設備	1,240 円

備考（別表第1共通）

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 一般供用施設の利用者が、当該利用許可に係る入館者から、入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料は、各区分に応じた金額の2倍の額とする。
- 3 照明、音響等に係る専門的な技術料等は、別途利用者が負担するものとする。
- 4 ホール又は舞台のみの区分において冷暖房を利用するときは、別に1時間当たり2,080円を徴収する。

別表第2（第7条、第15条関係）

区分	金額（1回あたり）
----	-----------

リハーサル室	30分間	150 円	50 円	冷暖房料は、冷暖房を使用した場合に、基本使用料と併せて徴収する。
控室（１）	30分間	150 円	50 円	
控室（２）	30分間	150 円	50 円	
舞台のみ利用	30分間	620 円	—円	
ホール	30分間	2,610 円	1,040 円	
ホワイエ（展示）	30分間	100 円	—円	

3 附属設備・備品等の使用料

附属設備・備品等名称	使用単位	基本使用料	摘要
ステージ照明設備	30分間	5,230 円	ステージ上の照明設備
ステージ音響設備	30分間	150 円	ステージ上の音響設備
ホール音響設備	30分間	620 円	ホール全体の音響設備（調整室使用）
各種楽器・備品及び附属施設・設備	30分間	—円	別途規則で定める。

備考

- 1 いずれの施設を利用する場合も、利用時間には準備及び利用後の整理並びに原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 一般供用施設の利用者が、当該利用許可に係る入館者から、入場料又はこれに類する料金等を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の2倍の額とする。
- 3 照明、音響等に係る専門的な技術料等は、別途利用者が負担するものとする。

別表第2（第7条、第15条関係）

各種楽器・備品及び附属	利用単位	基本使用料	摘要
-------------	------	-------	----

グランドピアノ

3,870 円

備考 グランドピアノの調律費は、金額に含まないものとする。

施設・設備			
グランドピアノ	1回	3,870 円	調律費は含まない
平台(4×6)	1回	60 円	
平台(3×6)	1回	50 円	
平台(2×6)	1回	40 円	
平台運搬車(大)	1回	70 円	
平台運搬車(小)	1回	60 円	
箱足	1回	10 円	
長座布団	1回	10 円	
高座用座布団	1回	30 円	
上敷ござ	1回	20 円	
緋毛氈	1回	20 円	
司会者台	1回	150 円	
指揮者用譜面台	1回	40 円	
演奏者用譜面台	1回	10 円	
演奏者用譜面台運搬車	1回	50 円	
コントラバス奏者用椅子	1回	30 円	
移動用コード掛け	1回	110 円	
介錯棒	1回	40 円	
木支木	1回	10 円	
平台つかみ金具	1回	10 円	
箱階段	1回	60 円	
ナスカン付ワイヤー	1回	10 円	

蛇口マニラロープ	1回	10円	
ローホリ隠しパネル	1回	30円	
一般運搬車	1回	70円	
金屏風	1回	600円	
プログラムスタンド	1回	50円	
木台	1回	10円	
人形立て	1回	20円	
市旗	1回	80円	
国旗	1回	80円	
脚立(大)	1回	40円	
脚立(小)	1回	30円	
ビデオプロジェクター	1回	1,150円	



# 議案第118号参考資料

## 唐津市鳴神温泉なのゆ条例の一部改正新旧対照表

改 正 案			現 行		
<u>別表第1（第5条、第12条関係）</u>			<u>別表第1（第5条、第12条関係）</u>		
<u>入湯料（入湯税を含む。）</u>			<u>入湯料（入湯税を含む。）</u>		
<u>区分</u>	<u>金額（1人当たり）</u>		<u>区分</u>	<u>金額</u>	
	<u>午前10時から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後9時まで</u>		<u>昼間</u>	<u>夜間</u>
<u>大人（中学生以上）</u>	<u>780円</u>	<u>610円</u>	<u>大人（中学生以上）</u>	<u>520円</u>	<u>410円</u>
<u>小人（4歳以上）</u>	<u>390円</u>	<u>300円</u>	<u>子供（4歳以上）</u>	<u>310円</u>	<u>210円</u>
備考 <u>回数券を発行する場合は、12回分の額につき2回分の額を割り引くものとする。</u>			備考 1 <u>昼間は午前10時から午後5時まで、夜間は午後5時から午後9時までとする。</u> 2 <u>4歳未満は、無料とする。</u> 3 <u>回数券を発行する場合は、12回分の額につき2回分の額を割り引くものとする。</u>		
<u>別表第2（第5条、第12条関係）</u>			<u>別表第2（第5条、第12条関係）</u>		
1 <u>家族風呂使用料</u>			1 <u>家族風呂使用料</u>		
<u>区分</u>	<u>金額（1室につき1時間当たり）</u>		<u>区分</u>	<u>金額（1時間以内）</u>	
<u>家族風呂</u>	<u>1,560円</u>		<u>家族風呂（1室）</u>	<u>1,040円</u>	
2 <u>会議室使用料</u>			2 <u>会議室使用料</u>		
<u>区分</u>	<u>金額（1室につき1時間当たり）</u>		<u>区分</u>	<u>金額（2時間以内）</u>	
<u>中小広間</u>	<u>1,170円</u>		<u>中小広間（1室）</u>	<u>1,570円</u>	
備考（別表第2共通） <u>利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを</u>			備考		

1 時間に切り上げる。

1 2時間を超えるときは、1時間増すごとに上記の金額に730円を加算する。

2 2時間を超える場合において1時間に満たない端数の時間は、1時間として計算する。

議案第119号参考資料  
唐津市ひれふりランド条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																	
<p>(施設)</p> <p><b>第3条</b> 保健福祉施設に次の施設を置く。</p> <p>(1) 地域福祉センター 地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談_____、 _____<u>、創作的活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等の拠点となる施設</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(使用料)</p> <p><b>第8条</b> 利用者は、別表_____に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、後納することができる。</p> <p><u>2 利用時間を延長した場合は、当該利用時間に係る使用料について、利用後直ちに納入しなければならない。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p><b>第15条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、別表_____に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p><u>別表（第8条、第15条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金額（1室につき1時間当たり）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">唐津市内居住者</th> <th style="text-align: center;">唐津市外居住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室等（研修室、栄養指導室、調理</td> <td style="text-align: center;">210円</td> <td style="text-align: center;">420円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1室につき1時間当たり）		唐津市内居住者	唐津市外居住者	研修室等（研修室、栄養指導室、調理	210円	420円	<p>(施設)</p> <p><b>第3条</b> 保健福祉施設に次の施設を置く。</p> <p>(1) 地域福祉センター 地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、<u>入浴、給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作的活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等の拠点となる施設</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(使用料)</p> <p><b>第8条</b> 利用者は、<u>別表第1及び別表第2</u>に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、後納することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p><b>第15条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、<u>別表第1及び別表第2</u>に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p><u>別表第1（第8条、第15条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">入浴施設使用料（保養を目的とする場合）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">居住区分</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> <th style="text-align: center;">団体割引（20人以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">午前10時～午後6時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	入浴施設使用料（保養を目的とする場合）			居住区分	利用時間	団体割引（20人以上）		午前10時～午後6時	
区分		金額（1室につき1時間当たり）																
	唐津市内居住者	唐津市外居住者																
研修室等（研修室、栄養指導室、調理	210円	420円																
入浴施設使用料（保養を目的とする場合）																		
居住区分	利用時間	団体割引（20人以上）																
	午前10時～午後6時																	

実習室、憩いの部屋及び和室)		
和研修室	440 円	880 円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 営利を目的として利用する場合及び入場料金を徴収する場合は、10割相当額を加算する。
- 3 カラオケ設備を利用するときは、別に1時間当たり1,100円を徴収する。

唐津市内	210 円	1人につき50円
唐津市外	430 円	1人につき50円

備考

- 1 小学生以下については、半額とする。ただし、就学前の乳幼児については、徴収しない。
- 2 他の施設の利用者でも入浴については、別途に徴収する。
- 3 5月5日及び9月第3月曜日については、無料開放する。

別表第2 (第8条、第15条関係)

研修室等使用料 (会議等を目的とする場合)

居住区分	種別	利用時間			超過料金 (1時間につき)
		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	
唐津市内	研修室等	550 円	550 円	770 円	270 円
	2階和研修室	1,100 円	1,100 円	1,650 円	550 円
唐津市外	研修室等	1,110 円	1,110 円	1,510 円	550 円
	2階和研修室	2,200 円	2,200 円	3,310 円	1,110 円

備考

- 1 保養休憩のための他の空き室等使用については、徴収しない。
- 2 中学生以下の者が子供図書室のみ使用するときは、徴収しない。
- 3 冷暖房又は調理のため燃料を使用した場合は、使用料の50%増とする。
- 4 カラオケ設備を使用するときは、別に1時間1,060円を徴収する。
- 5 超過料金の1時間未満は、1時間とする。
- 6 5月5日及び9月第3月曜日については、無料開放する。

# 議案第120号参考資料

## 唐津市浜玉町世代間交流センター条例の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行																																													
<p>(使用料)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 研修室を利用しようとする者は、前項の使用料と併せて別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、利用時間を延長した場合は、当該利用時間に係る使用料について、利用後直ちに納入しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p><u>別表第1 (第7条、第13条関係)</u></p> <p><u>浴室使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額 (1人当たり)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">唐津市内居住者</th> <th colspan="2">唐津市外居住者</th> </tr> <tr> <th>午前10時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前10時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人 (中学生以上)</td> <td>600円</td> <td>450円</td> <td>700円</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>小人 (4歳以上)</td> <td>300円</td> <td>220円</td> <td>350円</td> <td>260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 回数券を発行する場合は、12回分の額につき2回分の額を割り引くものとする。</p> <p><u>別表第2 (第7条、第13条関係)</u></p> <p><u>研修室使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (1室につき1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>唐津市内居住者</td> <td>520円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額 (1人当たり)				唐津市内居住者		唐津市外居住者		午前10時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	大人 (中学生以上)	600円	450円	700円	520円	小人 (4歳以上)	300円	220円	350円	260円	区分	金額 (1室につき1時間当たり)	唐津市内居住者	520円	<p>(使用料)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 研修室を利用しようとする者は、前項の使用料と併せて別表第2に定める使用料を前納しなければならない。なお、超過料金については _____、利用後直ちに納入しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p><u>別表第1 (第7条、第13条関係)</u></p> <p><u>浴室等使用料</u></p> <p style="text-align: right;">_(1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小人</td> <td>乳児及び幼児 (満3歳以下)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>幼児 (満4歳以上) ・ 小学校児童</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>上記に掲げる者以外の者</td> <td>520円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2 (第7条、第13条関係)</u></p> <p><u>研修室使用料</u></p> <p style="text-align: right;">_(1室当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用時間 (3時間)</th> <th>超過料金 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	小人	乳児及び幼児 (満3歳以下)	無料	幼児 (満4歳以上) ・ 小学校児童	310円	大人	上記に掲げる者以外の者	520円	区分	利用時間 (3時間)	超過料金 (1時間につき)			
区分	金額 (1人当たり)																																														
	唐津市内居住者		唐津市外居住者																																												
	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																																											
大人 (中学生以上)	600円	450円	700円	520円																																											
小人 (4歳以上)	300円	220円	350円	260円																																											
区分	金額 (1室につき1時間当たり)																																														
唐津市内居住者	520円																																														
区分		金額																																													
小人	乳児及び幼児 (満3歳以下)	無料																																													
	幼児 (満4歳以上) ・ 小学校児童	310円																																													
大人	上記に掲げる者以外の者	520円																																													
区分	利用時間 (3時間)	超過料金 (1時間につき)																																													

唐津市外居住者	1,040 円	唐津市内居住者	1,040 円	410 円
備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。		唐津市外居住者	2,090 円	730 円

# 議案第121号参考資料

## 唐津市肥前町福祉センター条例の一部改正新旧対照表

改 正 案					現 行																																																		
<p>(使用料)</p> <p><b>第5条</b> 福祉センターを利用しようとする者は、別表に定める額の使用料を前納            _____しなければならぬ。ただし、市長が特別の理由があると            認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 娯楽室の利用時間を延長した場合は、当該利用時間に係る使用料について、利            用後直ちに納入しなければならぬ。</p> <p><b>別表</b> (第5条、第11条関係)</p> <p>1 浴室使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額 (1人当たり)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">唐津市内居住者</th> <th colspan="2">唐津市外居住者</th> </tr> <tr> <th>午前10時 から午後5 時まで</th> <th>午後5時か ら午後8時 まで</th> <th>午前10時 から午後5 時まで</th> <th>午後5時か ら午後8時 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人 (中学生以上)</td> <td>500 円</td> <td>370 円</td> <td>600 円</td> <td>450 円</td> </tr> <tr> <td>小人 (4歳以上)</td> <td>250 円</td> <td>180 円</td> <td>300 円</td> <td>220 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 回数券を発行する場合は、12回分の額につき2回分の額を割り引くもの            とする。</p> <p>2 娯楽室使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額 (1室につき1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>唐津市内居住者</th> <th>唐津市外居住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号室及び3号室</td> <td>1,230 円</td> <td>2,460 円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	金額 (1人当たり)				唐津市内居住者		唐津市外居住者		午前10時 から午後5 時まで	午後5時か ら午後8時 まで	午前10時 から午後5 時まで	午後5時か ら午後8時 まで	大人 (中学生以上)	500 円	370 円	600 円	450 円	小人 (4歳以上)	250 円	180 円	300 円	220 円	区分	金額 (1室につき1時間当たり)		唐津市内居住者	唐津市外居住者	2号室及び3号室	1,230 円	2,460 円	<p>(使用料)</p> <p><b>第5条</b> 福祉センターを利用しようとする者は、別表に定める額の使用料を同表に            定める納期までに納付しなければならぬ。ただし、市長が特別の理由があると            認めるときは、この限りではない。</p> <p><b>別表</b> (第5条、第11条関係)</p> <p>1 浴場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金 (1人につき)</th> <th>納期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人で入湯する場合</td> <td>大人</td> <td>430 円</td> <td rowspan="2">入館するとき。</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">娯楽室利用者又は夜間 利用者が入湯する場合</td> <td>大人</td> <td>320 円</td> <td rowspan="2">入館するとき、又は入 湯を許可されたとき。</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>150 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 大人とは、中学生以上の者をいう。</p> <p>2 小人とは、満4歳以上小学生以下の者をいう。</p> <p>3 夜間利用者とは、午後5時以降入館する者をいう。</p> <p>4 回数券を発行 (団体又は娯楽室利用の場合を除く。) する場合には、11回分の額につき1回分の額を割り引くものとし、納期は、回数券購            入のときとする。</p> <p>2 娯楽室使用料</p>				区分		料金 (1人につき)	納期	個人で入湯する場合	大人	430 円	入館するとき。	小人	210 円	娯楽室利用者又は夜間 利用者が入湯する場合	大人	320 円	入館するとき、又は入 湯を許可されたとき。	小人	150 円
区分	金額 (1人当たり)																																																						
	唐津市内居住者		唐津市外居住者																																																				
	午前10時 から午後5 時まで	午後5時か ら午後8時 まで	午前10時 から午後5 時まで	午後5時か ら午後8時 まで																																																			
大人 (中学生以上)	500 円	370 円	600 円	450 円																																																			
小人 (4歳以上)	250 円	180 円	300 円	220 円																																																			
区分	金額 (1室につき1時間当たり)																																																						
	唐津市内居住者	唐津市外居住者																																																					
2号室及び3号室	1,230 円	2,460 円																																																					
区分		料金 (1人につき)	納期																																																				
個人で入湯する場合	大人	430 円	入館するとき。																																																				
	小人	210 円																																																					
娯楽室利用者又は夜間 利用者が入湯する場合	大人	320 円	入館するとき、又は入 湯を許可されたとき。																																																				
	小人	150 円																																																					

4号室	950円	1,900円
5号室	2,390円	4,780円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

区分	基本料金	加算額	納期
2・3号室	1回につき 2,670円	620円	利用開始前。ただし、
4号室	1回につき 2,130円	410円	加算額については利用
5号室	1回につき 5,340円	1,040円	終了時

備考 加算額とは、3時間を超える利用時間について1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに基本料金に加算する額をいう。



## 議案第122号参考資料

### 唐津市高齢者ふれあい会館条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用料)</p> <p><b>第6条</b> 第4条の許可を受けた者は、別表<u>      </u>に定める使用料を前納しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p><b>第6条</b> 第4条の許可を受けた者は、別表<u>第1</u>に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p><u>(利用時間の超過等の使用料)</u></p> <p><b>第7条</b> 規則で定めるところによりホール等を利用時間を超過して利用するときの使用料は、次の各号に掲げる利用時間区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>1時間未満</u> 次項に掲げる当該利用時間帯の使用料の2割相当額</p> <p>(2) <u>1時間以上2時間未満</u> 次項に掲げる当該利用時間帯の使用料の5割相当額</p> <p>(3) <u>2時間以上</u> 次項に掲げる当該利用時間帯の使用料の10割相当額</p> <p>2 前項の使用料の算定は、次の各号に掲げる利用時間帯区分に応じ、当該各号に定める使用料によるものとする。</p> <p>(1) <u>午前零時から午前7時まで</u> 別表第1に掲げる午後6時から午後10時までの使用料</p> <p>(2) <u>午前7時から午前9時まで</u> 別表第1に掲げる午前9時から正午までの使用料</p> <p>(3) <u>正午から午後1時まで</u> 別表第1に掲げる午後1時から午後5時までの使用料</p> <p>(4) <u>午後5時から午後6時まで及び午後10時から午後12時</u> ホールについてのみ、別表第1に掲げる午後6時から午後10時までの使用料</p> <p>(5) <u>午後5時から午後7時まで</u></p>

(使用料の減免)

**第7条** 略

(使用料の返還)

**第8条** 略

(損害賠償)

**第9条** 略

(指定管理者による管理)

**第10条** 略

2 前項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせている場合における第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第10条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者の業務)

**第11条** 略

(指定管理者が行う管理の基準)

**第12条** 略

(利用料金)

**第13条** 略

研修室についてのみ、別表第1に掲げる午後1時から午後5時までの使用料(練習等の使用料)

**第8条** 舞台練習又は舞台準備のため舞台のみを利用する場合の使用料の額は、別表第1に掲げる使用料の額(入場料を徴収しない場合)の3割相当額とする。

2 舞台練習又は舞台準備のためホールの利用時間外において舞台のみを利用する場合の使用料の額は、1時間につき2,930円とする。

(冷暖房及び設備器具の使用料)

**第9条** 冷暖房及び設備器具の使用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(使用料の減免)

**第10条** 略

(使用料の返還)

**第11条** 略

(損害賠償)

**第12条** 略

(指定管理者による管理)

**第13条** 略

2 前項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせている場合における第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者の業務)

**第14条** 略

(指定管理者が行う管理の基準)

**第15条** 略

(利用料金)

**第16条** 略

2 略

3 利用料金の額は、別表 \_\_\_\_\_ に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第7条及び第8条 \_\_\_\_\_ の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第10条第1項に規定する指定管理者」と、「使用料」とあるのは「第13条第1項に規定する利用料金」とする。

(委任)

#### 第14条 略

##### 別表（第6条、第13条関係）

区分	単位	金額
ホール	1時間当たり	1,960円
研修室1	1時間当たり	1,350円
研修室2	1時間当たり	660円
研修室3	1時間当たり	850円
浴場	1人1回当たり	210円

##### 備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 営利を目的として利用する場合及び入場料金を徴収する場合は、10割相当額を加算する。
- 3 ホールにおいて冷暖房を利用するときは、別に1時間当たり1,090円を徴収する。

2 略

3 利用料金の額は、別表第1から別表第3まで並びに第7条及び第8条に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第10条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」と、「使用料」とあるのは「第16条第1項に規定する利用料金」とする。

(委任)

#### 第17条 略

##### 別表第1（第6条、第7条、第8条、第16条関係）

##### 1 ホール使用料

区分	時間	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
		から正午 まで	から午後 5時まで	から午後 10時ま で	から午後 5時まで	から午後 10時ま で	から午後 10時ま で
ホー ル (控 室付 き)	入場料金を徴収しない場合	3,450円	5,650円	6,490円	9,110円	12,150円	15,610円
	入場料金を徴収する場合	8,690円	15,190円	17,390円	23,880円	32,580円	41,270円

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にホールを利用する場合は、1割相当額を加算する。

##### 2 研修室使用料

時間 区分	午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
研修室 1	2,930円	3,660円	6,600円
研修室 2	1,460円	1,780円	3,240円
研修室 3	1,880円	2,300円	4,190円

備考 研修室において利用者が営利を目的として使用する場合及び入場料金を徴収する場合は、10割相当額を加算する。

### 3 浴場使用料

1人1回につき	210円
---------	------

### 別表第 2 (第 9 条、第 16 条関係)

#### 冷暖房使用料

区分	使用料
ホール	1時間につき730円
研修室 1	// 310円
研修室 2	// 150円
研修室 3	// 210円

備考 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。

### 別表第 3 (第 9 条、第 16 条関係)

#### 設備器具使用料

区 分	設備器具名	内容	単位	使用料 1 回につき	摘要
舞 台	ピアノ	国産	1台	2,090円	調律は含ま ない。
設	//	外国製	//	3,140円	//

備	コーラス台		〃	210円	
	指揮譜面台		〃	210円	指揮台付き
	譜面台		〃	50円	
	演台		〃	520円	花台付き
照 明 設 備	サスペンションライト	1 KW	1 灯	310円	
	〃	5 0 0 W	〃	210円	
	シーリングライト	1 KW	〃	310円	
	〃	5 0 0 W	〃	210円	
	センターピンスポットラ イト	1 KW	1 台	1,040円	
音 響 設 備	ダイナミックマイク		1 本	310円	
	コンデンサーマイク		〃	520円	
	ワイヤレスマイク		1 c h	1,570円	
	CDプレーヤー		1 台	520円	
	MDレコーダー		〃	520円	
	カセットデッキ		〃	520円	
そ の 他	ビデオプレーヤー		〃	1,040円	
	スクリーン		〃	520円	
	電源コンセント	1 KW	1 個	150円	

備考 使用回数は、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までを区切り、それぞれ1回とする。



議案第 1 2 3 号参考資料

唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																												
<p>(使用料の減免)</p> <p><b>第 7 条</b> 略</p> <p>(使用料の返還)</p> <p><b>第 8 条</b> 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p><b>第 9 条</b> 略</p> <p>(委任)</p> <p><b>第 1 0 条</b> 略</p> <p><b>別表</b> (第 6 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室 1 (和室)</td> <td>1 時間当たり</td> <td style="text-align: right;">420円</td> </tr> <tr> <td>研修室 2 (和室)</td> <td>1 時間当たり</td> <td style="text-align: right;">250円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	研修室 1 (和室)	1 時間当たり	420円	研修室 2 (和室)	1 時間当たり	250円	<p>(利用時間の超過等の使用料)</p> <p><b>第 7 条</b> 規則で定めるところにより研修施設における利用時間の超過又は繰上げを行う場合の使用料の額は、次の各号に掲げる利用時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1 時間未満 別表に掲げる当該使用時間帯の使用料の 2. 5 割相当額</p> <p>(2) 1 時間以上 2 時間未満 別表に掲げる当該使用時間帯の使用料の 5 割相当額</p> <p>(3) 2 時間以上 別表に掲げる当該使用時間帯の使用料の 1 0 割相当額</p> <p>2 前項に規定する使用料の額を算定する場合において、当該相当額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを 1 0 円に切り上げる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><b>第 8 条</b> 略</p> <p>(使用料の返還)</p> <p><b>第 9 条</b> 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p><b>第 1 0 条</b> 略</p> <p>(委任)</p> <p><b>第 1 1 条</b> 略</p> <p><b>別表</b> (第 6 条、第 7 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: left;">1 研修施設使用料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">室名</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前 9 時か</th> <th style="text-align: center;">午後 1 時か</th> <th style="text-align: center;">午前 9 時か</th> <th style="text-align: center;">午後 5 時か</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	1 研修施設使用料					室名	使用時間				午前 9 時か	午後 1 時か	午前 9 時か	午後 5 時か					
区分	単位	金額																											
研修室 1 (和室)	1 時間当たり	420円																											
研修室 2 (和室)	1 時間当たり	250円																											
1 研修施設使用料																													
室名	使用時間																												
	午前 9 時か	午後 1 時か	午前 9 時か	午後 5 時か																									

研修室（洋室）	1時間あたり	540円
創作室	1時間あたり	280円
温泉施設	1人1回あたり	310円
シャワー室	1人1回あたり	100円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 営利を目的として利用する場合及び入場料金を徴収する場合は、10割相当額を加算する。
- 3 陶芸用ガス窯を利用するときは、別に1回あたり3,140円を徴収する。

	ら午後1時 まで	ら午後5時 まで	ら午後5時 まで	ら午後10 時まで
研修室1（和室）	1,320円	1,320円	2,640円	1,690円
研修室2（和室）	880円	880円	1,760円	1,430円
研修室（洋室）	1,430円	1,430円	2,860円	1,980円
創作室	1,100円	1,100円	2,200円	1,650円

備考

- 1 シャワー室の使用料の額は、1人1回につき100円とする。
  - 2 冷暖房の使用料の額は、1室1時間につき330円とする。
  - 3 湯沸用ガス器具の使用料の額は、1台1回につき100円とする。
  - 4 陶芸用ガス窯の使用料の額は、1回につき3,140円とする。
  - 5 営利を目的として物品の陳列及び販売をする利用者に係る使用料の額並びに入場料等を徴収して利用する場合の使用料の額は、10割増とする。
- 2 温泉施設使用料 1人1回につき 310円



議案第124号参考資料

唐津市肥前農産物加工施設条例の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行		
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）		
区分	金額（1日当たり）	区分	基本料金	摘要
味噌加工室	1,100円	味噌加工室	2,200円	<u>1 基本料金は、加工室の実稼働時間を5時間として算出し、1日当たりの料金とする。</u> <u>2 味噌加工室については、1行程を単位とする。</u> <u>3 製粉のみについては、1kg当たりとする。</u>
味噌貯蔵庫	110円		(貯蔵庫のみ) 220円	
漬物加工室	820円	漬物加工室	550円	
そば加工室	1,650円	そば加工室	1,100円	
菓子加工室	2,470円		(製粉のみ) 110円	
		菓子加工室	1,650円	



# 議案第125号参考資料

## 唐津市呼子交流促進施設条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																												
<p>別表（第5条、第12条関係）</p> <p>1 宿泊料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額（1泊につき1人当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 休憩料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額（1人当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 研修室使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額（1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大研修室</td> <td style="text-align: right;">740円</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td style="text-align: right;">370円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。</p>	区分	金額（1泊につき1人当たり）	略	略	区分	金額（1人当たり）	略	略	区分	金額（1時間当たり）	大研修室	740円	小研修室	370円	<p>別表（第5条、第12条関係）</p> <p>1 宿泊料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金（1人1泊につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 休憩料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金（1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 研修室使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金（1日当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大研修室</td> <td style="text-align: right;">4,400円</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td style="text-align: right;">2,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金（1人1泊につき）	略	略	区分	料金（1人につき）	略	略	区分	料金（1日当たり）	大研修室	4,400円	小研修室	2,200円
区分	金額（1泊につき1人当たり）																												
略	略																												
区分	金額（1人当たり）																												
略	略																												
区分	金額（1時間当たり）																												
大研修室	740円																												
小研修室	370円																												
区分	料金（1人1泊につき）																												
略	略																												
区分	料金（1人につき）																												
略	略																												
区分	料金（1日当たり）																												
大研修室	4,400円																												
小研修室	2,200円																												



議案第126号参考資料

唐津市浜玉農山村改善センター条例の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行																														
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1室につき1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室及び会議室（100平方メートル未満）</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>研修室及び会議室（100平方メートル以上）</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>950円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額（1室につき1時間当たり）	研修室及び会議室（100平方メートル未満）	120円	研修室及び会議室（100平方メートル以上）	370円	多目的ホール	950円	<p>改善センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名 \ 時間</th> <th>午前9時～</th> <th>午後1時～</th> <th>午後5時～</th> <th rowspan="2">超過料金（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th>午後1時</th> <th>午後5時</th> <th>午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室及び会議室</td> <td>550円</td> <td>550円</td> <td>770円</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> <td>1,650円</td> <td>550円</td> </tr> </tbody> </table>					室名 \ 時間	午前9時～	午後1時～	午後5時～	超過料金（1時間につき）	午後1時	午後5時	午後10時	研修室及び会議室	550円	550円	770円	270円	多目的ホール	1,100円	1,100円	1,650円	550円
区分	金額（1室につき1時間当たり）																															
研修室及び会議室（100平方メートル未満）	120円																															
研修室及び会議室（100平方メートル以上）	370円																															
多目的ホール	950円																															
室名 \ 時間	午前9時～	午後1時～	午後5時～	超過料金（1時間につき）																												
	午後1時	午後5時	午後10時																													
研修室及び会議室	550円	550円	770円	270円																												
多目的ホール	1,100円	1,100円	1,650円	550円																												
備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。		<p>1 冷暖房又は調理のため燃料を使用した場合、使用料の50%増とする。</p> <p>2 超過料金の1時間未満は、1時間とする。</p>																														



議案第127号参考資料

唐津市農漁民センター条例の一部改正新旧対照表

改 正 案			現 行			
別表（第7条、第15条関係）			別表（第7条、第15条関係）			
区分	金額（1室につき1時間当たり）		基本料金	加算料金	摘要	
	唐津市内居住者	唐津市外居住者				唐津市内居住者
集会室（100平方メートル未満）	840円	1,400円	3,300円	550円	1 基本料金は、1回3時間以内とする。 2 加算料金は、1時間増すごとの料金とする。	
集会室（100平方メートル以上）	1,650円	2,740円	1,650円	330円		
料理研修室	820円	1,370円				
備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。						





議案第128号参考資料

唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例の一部改正新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表（第6条、第14条関係）				別表（第6条、第14条関係）			
1 特産品等展示販売館				1 特産品等展示販売館			
区分		金額（1月当たり）		区分		使用料	
展示室		無料		展示室		無料	
販売室		73,220円		販売室		月額 73,220円	
2 交流館				2 交流館			
(1) 交流室及び調理体験室使用料				(1) 交流室及び調理体験室			
区分		金額（1室につき1時間当たり）		区分		使用料	
		唐津市内居住者	唐津市外居住者				
交流室		390円	780円	第1及び第2交流室		1室1時間につき 210円	
調理体験室		540円	1,080円	調理体験室		1時間につき 310円	
備考				備考			
1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。				1 いずれの施設を利用する場合も、利用時間には準備及び利用後の整理並びに原状回復等に要する時間を含むものとする。			
2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。				2 利用時間が1時間に満たない場合は、これを1時間に切り上げるものとする。			
(2) 温浴室使用料（入湯税を含む。）				3 冷暖房設備を利用した場合は、利用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に50円を乗じて得た額を徴収する。			
区分		金額（1人当たり）		区分		使用料	
		唐津市内居住者	唐津市外居住者				
午前10時	午後5時か	午前10時	午後5時か				
から午後5	ら午後8時	から午後5	ら午後8時				
				(2) 温浴室（入湯税を含む。）			

	時まで	まで	時まで	まで
大人（中学生以上）	600 円	450 円	700 円	520 円
小人（4 歳以上）	300 円	220 円	350 円	260 円

備考 回数券を発行する場合は、1 2 回分の額につき 2 回分の額を割り引くものとする。

大人（中学生以上）	520 円 (ただし、午後 5 時以降は、410 円)
子供（4 歳以上）	310 円 (ただし、午後 5 時以降は、210 円)

備考 4 歳未満は、無料とする。

議案第129号参考資料

唐津市水産会館条例の一部改正新旧対照表

改 正 案			現 行	
別表（第6条、第14条関係）			別表（第6条、第14条関係）	
区分	金額（1時間当たり）		区分	使用料
	唐津市内居住者	唐津市外居住者		
多目的ホール	1,560円	3,120円	多目的ホール	1時間につき 730円
研修室	250円	500円	研修室	1時間につき 100円
備考			備考	
<p>1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。</p> <p>2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。</p>			<p>1 いずれの施設を利用する場合も、利用時間には準備及び利用後の整理並びに原状回復等に要する時間を含むものとする。</p> <p>2 利用時間が1時間に満たない場合は、これを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>3 多目的ホールを利用する場合で冷暖房設備を利用した場合は、利用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に310円を乗じて得た額を徴収する。また、研修室を利用する場合で冷暖房設備を利用した場合は、利用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に70円を乗じて得た額を徴収する。</p>	



議案第130号参考資料

唐津市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行		
<u>別表第4（第12条、第31条関係）</u>	<u>別表第4（第12条、第31条関係）</u>		
1 松浦河畔公園	1 松浦河畔公園		
(1) 庭球場使用料	(1) 庭球場使用料		
ア 専用利用	ア 専用利用（1面につき）		
<u>区分</u>	<u>使用料</u>		
<u>金額（1面につき1時間当たり）</u>	<u>4時間以内</u>	<u>4時間を超え8時間以内</u>	<u>8時間を超えるとき</u>
一般			
生徒・児童			
イ 個人利用	イ 個人利用		
<u>区分</u>	<u>金額（1時間当たり）</u>		
一般			
生徒・児童			
ウ 壁打ちコート個人利用	ウ 壁打ちコート個人利用		
<u>区分</u>	<u>金額（1時間当たり）</u>		
壁打ちコート			
エ 夜間照明施設利用	エ 夜間照明施設利用		
<u>区分</u>	<u>金額（1面につき30分当たり）</u>		
庭球場夜間照明施設			
(2) 洋弓場使用料	(2) 洋弓場使用料		
ア 専用利用	ア 専用利用		
<u>区分</u>	<u>金額（1時間当たり）</u>		
一般			
生徒・児童			
イ 個人利用	イ 個人利用		
<u>区分</u>	<u>使用料</u>		
一般			
生徒・児童			
ウ 壁打ちコート個人利用	ウ 壁打ちコート個人利用		
<u>区分</u>	<u>使用料</u>		
壁打ちコート			

一般	790 円
生徒・児童	390 円

イ 個人利用

区分	金額（1 時間当たり）
一般	110 円
生徒・児童	50 円

(3) 野球場使用料

区分	金額（1 時間当たり）
一般	930 円
生徒・児童	460 円

(4) ラグビー・サッカー場使用料

ア 専用利用

区分	金額（1 時間当たり）	
一般	全面	3,110 円
	半面	1,550 円
	1 / 4 面	770 円
生徒・児童	全面	1,550 円
	半面	770 円
	1 / 4 面	380 円

イ 夜間照明施設利用

区分	金額（30 分当たり）
全灯	1,570 円
半灯	1,050 円

(5) 屋外ステージ使用料

エ 照明施設利用（1 面につき）

区分	使用料
庭球場夜間照明施設	30 分当たり 100 円

(2) 洋弓場使用料

ア 専用利用（1 時間当たり）

区分	使用料
一般	530 円
生徒・児童	270 円

イ 個人利用（3 時間当たり）

区分	使用料
一般	100 円
生徒・児童	50 円

(3) 野球場使用料

区分	使用料
一般	1 時間当たり 620 円
生徒・児童	1 時間当たり 310 円

(4) ラグビー・サッカー場使用料

ア 専用利用（1 時間当たり）

区分	使用料	
一般	全面	2,090 円
	半面	1,040 円
	1 / 4 面	520 円
生徒・児童	全面	1,040 円
	半面	520 円

区分	単位	金額
入場料等を徴収しない場合	午前9時から午後5時まで	520円
	午後5時から午後8時まで	520円
入場料等を徴収する場合	1日当たり	10,580円

備考 電気料については、実費相当額を徴収する。

## 2 体育の森公園

### (1) 文化体育館使用料

#### ア 競技場専用利用

区分		金額（1時間当たり）
一般	全面	1,590円
	半面	790円
生徒・児童	全面	790円
	半面	390円

備考 競技場の照明の電気料については、500ルクスを超える場合に限り、超過分の実費相当額を徴収する。

#### イ 柔道場、剣道場及び弓道場専用利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	790円
生徒・児童	390円

#### ウ 競技場、柔道場、剣道場、弓道場及びトレーニング室個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

#### エ 文化ホール

	1/4面	260円
--	------	------

### イ 照明施設利用（30分当たり）

利用区分	使用料
全灯	1,460円
半灯	730円

### (5) 屋外ステージ使用料

区分	使用料	
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで
入場料等を徴収しない場合	520円	520円
入場料等を徴収する場合	1日 10,580円	

## 2 体育の森公園

### (1) 文化体育館使用料

#### ア 競技場専用利用（1時間当たり）

区分	使用料					
	アマチュアスポーツに利用		アマチュアスポーツ以外に利用			
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
午後5時まで	一般	全面	1,060円	2,130円	3,200円	12,820円
		半面	530円	—	—	—
	生徒・児童	全面	530円	1,060円	—	—
		半面	270円	—	—	—
午後	一般	全面	1,490円	2,990円	4,490円	17,970円

区分	金額（1時間当たり）
文化ホール（控室付き）	2,520円
文化ホール（舞台のみ）	750円

オ 会議室

区分	金額（1室につき1時間当たり）
会議室（図書室・資料室）	610円

カ 冷暖房利用

区分	金額（1時間当たり）
文化ホール	1,280円
競技場	15,990円

(2) 体育の森公園相撲場使用料（文化体育館相撲場を含む。）

ア 専用利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	790円
生徒・児童	390円

イ 個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

3 舞鶴海浜公園

舞鶴公園エレベーター使用料

区分	金額（片道1人につき）
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で	無料

5時から	生徒・児童	全面	750円	1,490円	＝	＝	＝
		半面	370円		＝	＝	＝

イ 柔道場、剣道場及び弓道場専用利用（1時間当たり）

区分		使用料
午後5時まで	一般	530円
	生徒・児童	270円
午後5時から	一般	750円
	生徒・児童	370円

ウ 競技場、柔道場、剣道場、弓道場、ビームライフル場及びトレーニング

室個人利用（3時間当たり）

区分	使用料
一般	100円
生徒・児童	50円

エ 文化ホール等使用料

区分	使用料						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
文化ホール（前）	入場料金等を徴収しない場	4,790円	7,880円	9,160円	12,780円	16,970円	21,890円



障害の級が4級以上のもの、知的障害者で療育手帳の交付を受けているもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
未就学児及び70歳以上の者	無料
一般	100円
小・中学生	50円

備考（別表第4共通）

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間に端数が生じたときは、その端数の時間は、次により処理する。
  - (1) 1時間当たりで規定するもので1時間に満たないとき 1時間
  - (2) 30分当たりで規定するもので30分には満たないとき 30分
- 3 個人利用の場合は、次に掲げる回数券を使用できるものとする（夜間照明施設利用を除く。）。
  - (1) 110円券の12枚つづり 1,100円
  - (2) 50円券の12枚つづり 500円
- 4 一般とは、15歳以上の者で中学生及び高校生以外のものをいう。ただし、舞鶴公園エレベーター使用料においては、15歳以上70歳未満の者で小・中学生以外のものをいう。
- 5 市民以外の個人又は団体が利用する場合の使用料（屋外ステージ使用料及び舞鶴公園エレベーター使用料を除く。）は、各区分に応じた金額の2倍の額とする。
- 6 物品の売買又は宣伝を目的として利用する場合の使用料（屋外ステージ使

室付	合						
き)	入場料	12,150円	21,260円	24,410円	33,520円	45,780円	58,140円
	金等を徴収する場合						
会議室		1,590円	1,590円	2,120円	3,190円	3,730円	5,330円

(2) 体育の森公園相撲場使用料（文化体育館相撲場を含む。）

ア 専用利用（1時間当たり）

区分	使用料
一般	530円
生徒・児童	270円

イ 個人利用（3時間当たり）

区分	使用料
一般	100円
生徒・児童	50円

3 舞鶴海浜公園

舞鶴公園エレベーター使用料

区分	使用料
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で障害の級が4級以上のもの、知的障害者で療育手帳の交付を受けているもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け	無料

用料及び舞鶴公園エレベーター使用料を除く。)は、各区分(文化ホールを利用する場合にあっては、文化ホール(控室付き)の区分とする。)に応じた金額の5倍の額とする。この場合において、前項及び次項の規定は、適用しない。

7 入場料を徴収する場合の使用料(屋外ステージ使用料及び舞鶴公園エレベーター使用料を除く。)は、各区分(文化ホールを利用する場合にあっては、文化ホール(控室付き)の区分とする。)に応じた金額の5倍の額とする。この場合において、第5項及び前項の規定は、適用しない。

8 設備器具の使用料の額は、市長が別に定める。

ている者	
未就学児及び70歳以上の者	無料
一般	片道1人につき 100円
小・中学生	片道1人につき 50円

備考(別表第4共通)

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定する休日に、競技場、柔道場、剣道場、弓道場及び文化ホール等を専用して利用する場合は、1割相当額を加算する。
- 2 会議室において入場料金等を徴収する場合は、10割相当額を加算する。
- 3 競技場の照明料については、500ルクスを超える場合に限り、超過分の実費相当額を徴収する。
- 4 屋外ステージの電気料については、実費相当額を徴収する。
- 5 利用時間の超過及び繰上げ並びに文化ホールの舞台利用の場合の使用料は、市長が別に定める。
- 6 冷暖房及び設備器具の使用料の額は、市長が別に定める。
- 7 個人利用の場合は、次に掲げる回数券を使用できるものとする。
  - (1) 100円券の12枚つづり 1,040円
  - (2) 50円券の12枚つづり 520円
- 8 利用時間には、準備及び利用後の整理並びに現状回復等に要する時間を含むものとする。
- 9 一般とは、小・中学生以外の者で15歳以上のものをいう。ただし、舞鶴公園エレベーター使用料については、小・中学生以外の者で15歳以上70歳未満のものをいう。

議案第131号参考資料

唐津市体育施設条例の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行																																				
<u>別表第2（第8条、第15条関係）</u>		<u>別表第2（第8条、第15条関係）</u>																																				
1 野球場使用料		1 野球場使用料																																				
(1) 野球場		(1) 野球場（1時間当たり）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額（1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">唐津市野球場</td> <td>一般</td> <td>1,380円</td> </tr> <tr> <td>生徒・児童</td> <td>690円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">唐津市山本野球場</td> <td>一般</td> <td>610円</td> </tr> <tr> <td>生徒・児童</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額（1時間当たり）	唐津市野球場	一般	1,380円	生徒・児童	690円	唐津市山本野球場	一般	610円	生徒・児童	300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>入場料を徴収する場合</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">唐津市野球場</td> <td>一般</td> <td>920円</td> <td>4,610円</td> </tr> <tr> <td>生徒・児童</td> <td>460円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">唐津市山本野球場</td> <td>一般</td> <td>410円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>生徒・児童</td> <td>210円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	唐津市野球場	一般	920円	4,610円	生徒・児童	460円	2,300円	唐津市山本野球場	一般	410円	—	生徒・児童	210円	—
区分		金額（1時間当たり）																																				
唐津市野球場	一般	1,380円																																				
	生徒・児童	690円																																				
唐津市山本野球場	一般	610円																																				
	生徒・児童	300円																																				
区分		使用料																																				
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合																																			
唐津市野球場	一般	920円	4,610円																																			
	生徒・児童	460円	2,300円																																			
唐津市山本野球場	一般	410円	—																																			
	生徒・児童	210円	—																																			
(2) 夜間照明施設利用		(2) 夜間照明施設（30分当たり）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（30分当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>唐津市野球場</td> <td>2,250円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額（30分当たり）	唐津市野球場	2,250円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>唐津市野球場</td> <td>2,090円</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	使用料	唐津市野球場	2,090円																											
区分	金額（30分当たり）																																					
唐津市野球場	2,250円																																					
施設名	使用料																																					
唐津市野球場	2,090円																																					
(3) 唐津市野球場附属設備利用		(3) 唐津市野球場附属設備使用料（1時間当たり）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スコアボード</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額（1時間当たり）	スコアボード	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スコアボード</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>空調設備（事務室及び多目的室を除く各室）</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	使用料	スコアボード	200円	空調設備（事務室及び多目的室を除く各室）	100円																									
区分	金額（1時間当たり）																																					
スコアボード	200円																																					
種別	使用料																																					
スコアボード	200円																																					
空調設備（事務室及び多目的室を除く各室）	100円																																					
2 陸上競技場使用料		2 陸上競技場使用料																																				
(1) 専用利用		(1) 専用利用（1時間当たり）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1,650円</td> </tr> <tr> <td>生徒・児童</td> <td>820円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額（1時間当たり）	一般	1,650円	生徒・児童	820円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料																											
区分	金額（1時間当たり）																																					
一般	1,650円																																					
生徒・児童	820円																																					
区分	使用料																																					
(2) 個人利用																																						

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

(3) 夜間照明施設利用

区分	金額（30分当たり）
唐津市陸上競技場	410円

3 運動広場及び運動場使用料

(1) 専用利用

ア 唐津市浄水センター運動広場

区分	金額（1面につき1時間当たり）
一般	460円
生徒・児童	230円

イ 唐津市浜玉ひれふりの里グラウンド、唐津市巖木スポーツ広場、唐津市肥前総合運動場多目的運動場、唐津市呼子スポーツセンター運動場及び唐津市七山鳴神の丘運動公園グラウンド

区分	金額（1時間当たり）	
一般	全面	460円
	半面	230円
生徒・児童	全面	230円
	半面	110円

ウ 唐津市相知天徳の丘運動公園多目的運動広場及び唐津市鎮西スポーツセンター総合運動場

区分	金額（1時間当たり）
一般	全面 930円

	アマチュアスポーツに利用		アマチュアスポーツ以外に利用	
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
一般	1,100円	2,200円	3,300円	13,200円
生徒・児童	550円	1,100円	—	—

(2) 個人利用（3時間当たり）

区分	使用料
一般	100円
生徒・児童	50円

(3) 夜間照明施設使用料 30分当たり 410円

3 運動広場及び運動場使用料

(1) 専用利用

ア 唐津市浄水センター運動広場（1時間当たり）

区分	使用料
一般	1面につき 310円
生徒・児童	1面につき 150円

イ 唐津市浜玉ひれふりの里グラウンド・唐津市巖木スポーツ広場・唐津市肥前総合運動場多目的運動場・唐津市呼子スポーツセンター運動場・唐津市七山鳴神の丘運動公園グラウンド（1時間当たり）

区分		使用料			
		アマチュアスポーツに利用		アマチュアスポーツ以外に利用	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
一般	全面	310円	620円	940円	3,770円

	1面	230円
生徒・児童	全面	460円
	1面	110円

エ 唐津市北波多運動広場

区分	金額（1時間当たり）
一般	460円
生徒・児童	230円

(2) 個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

備考 唐津市浄水センター運動広場は、当該利用を除く。

(3) 夜間照明施設利用

区分	金額（30分当たり）
唐津市浜玉ひれふりの里 グラウンド	半面 620円 全面 1,200円
唐津市巖木スポーツ広場	野球 1,040円 ソフトボール 620円 サッカー 620円 全面A 1,170円 全面B（Aの1/3） 420円
唐津市相知天徳の丘運動 公園多目的運動広場	ソフトボールA 620円 ソフトボールB 830円 野球A 1,040円

	半面	210円	＝	＝	＝
生徒・	全面	150円	310円	＝	＝
児童	半面	100円	＝	＝	＝

ウ 唐津市相知天徳の丘運動公園多目的運動広場・唐津市鎮西スポーツセンター総合運動場（1時間当たり）

区分	使用料			
	アマチュアスポーツに利用		アマチュアスポーツ以外に利用	
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
一般	全面 620円	1,250円	1,880円	7,540円
	1面 210円	＝	＝	＝
生徒・	全面 310円	620円	＝	＝
児童	1面 100円	＝	＝	＝

エ 唐津市北波多運動広場（1時間当たり）

区分	使用料
一般	310円
生徒・児童	150円

(2) 個人利用（3時間当たり）

区分	使用料
一般	100円
生徒・児童	50円

備考 唐津市浄水センター運動広場は、当該利用を除く。

(3) 夜間照明施設利用（30分当たり）

区分	使用料
----	-----

	野球B	1,170 円
	全面	3,660 円
唐津市北波多運動広場	全面	930 円
唐津市肥前総合運動場多 目的運動場	半面	1,380 円
	全面	2,300 円
唐津市鎮西スポーツセン ター総合運動場	ソフトボール1面	830 円
	野球	1,740 円
	サッカーA	2,100 円
	サッカーB	1,380 円
	陸上競技	1,600 円
	全面	3,510 円
唐津市呼子スポーツセン ター運動場	半面	1,040 円
	全面	1,740 円
唐津市七山鳴神の丘運動 公園グラウンド	ソフトボールA	830 円
	ソフトボールB (Aの 2/3)	620 円
	野球A	1,600 円
	野球B (Aの2/3)	1,040 円
	全面A	2,300 円
	全面B (Aの2/3)	1,600 円

4 体育館使用料

(1) 専用利用

ア 唐津市文化体育館分館

区分	金額 (1時間当たり)
----	-------------

唐津市浜玉ひれふりの里 グラウンド	補助灯	100 円
	ソフトボール1面	620 円
	サッカー・陸上	830 円
	ソフトボール2面	1,040 円
唐津市厳木スポーツ広場	野球	1,040 円
	ソフトボール	620 円
	サッカー	620 円
	全面A	1,150 円
	全面B (Aの1/3)	410 円
唐津市相知天徳の丘運動 公園多目的運動広場	ソフトボールA	620 円
	ソフトボールB	830 円
	野球A	1,040 円
	野球B	1,150 円
	全面	2,510 円
唐津市北波多運動広場	全面	830 円
唐津市肥前総合運動場多 目的運動場	半面	1,040 円
	全面	2,090 円
唐津市鎮西スポーツセン ター総合運動場	ソフトボール1面	830 円
	野球	1,250 円
	サッカーA	1,460 円
	サッカーB	1,250 円
	陸上競技	1,250 円
	全面	2,510 円
唐津市呼子スポーツセン	半面	1,040 円

一般	930 円
生徒・児童	460 円

イ 唐津市浜玉社会体育館

区分	金額（1時間当たり）
一般	430 円
生徒・児童	210 円

ウ 唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館、唐津市北波多社会体育館、唐津市肥前体育館、唐津市鎮西スポーツセンター体育館及び唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場

(7) 体育館

区分		金額（1時間当たり）
一般	全面	850 円
	片面	420 円
	1/4面	210 円
生徒・児童	全面	420 円
	片面	210 円
	1/4面	100 円

(イ) その他の施設

区分		金額（1時間当たり）
唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館	卓球室	一般 310 円
唐津市北波多社会体育館		生徒・児童 150 円
唐津市肥前体育館		

ター運動場	全面	1,250 円
唐津市七山鳴神の丘運動公園グラウンド	ソフトボールA	830 円
	ソフトボールB（Aの2/3）	620 円
	野球A	1,250 円
	野球B（Aの2/3）	1,040 円
	全面A	1,670 円
	全面B（Aの2/3）	1,250 円

4 体育館使用料

(1) 専用利用

ア 唐津市文化体育館分館（1時間当たり）

区分		使用料
午後5時まで	一般	620 円
	生徒・児童	310 円
午後5時から	一般	750 円
	生徒・児童	370 円

イ 唐津市浜玉社会体育館（1時間当たり）

区分		使用料
午後5時まで	一般	290 円
	生徒・児童	140 円
午後5時から	一般	340 円
	生徒・児童	170 円

ウ 唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館・唐津市北波多社会体育館・唐津市肥前体育館・唐津市鎮西スポーツセンター体育館・唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場

唐津市鎮西スポーツセンター体育館			
唐津市北波多社会体育館	ミーティ	一般	310 円
唐津市鎮西スポーツセンター体育館	ングルー	生徒・児童	150 円
唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場	ム		
唐津市鎮西スポーツセンター体育館	多目的室	一般	310 円
		生徒・児童	150 円
唐津市肥前体育館	シャワー（1回当たり）		100 円
唐津市鎮西スポーツセンター体育館			
唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場			

備考 ミーティングルーム及び多目的室は、体育館を行事に利用する場合であつて当該行事の運営用に利用するときは、無料とする。

エ 唐津市相知浦の川スポーツセンター

区分	金額（1時間当たり）
一般	550 円
生徒・児童	270 円

オ 唐津市巖木本山体育館及び唐津市呼子殿ノ浦体育館

区分	金額（1時間当たり）	
一般	全面	660 円
	半面	330 円
生徒・児童	全面	330 円
	半面	160 円

カ 唐津市相知牟田部体育館、唐津市相知平山体育館、唐津市相知佐里体育館及び唐津市鎮西石室体育館

区分	金額（1時間当たり）
----	------------

(ア) 体育館（1時間当たり）

区分	使用料					
	アマチュアスポーツに利用		アマチュアスポーツ以外に利用			
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
午後	一般	全面	570 円	1,150 円	1,720 円	6,910 円
		半面	290 円	＝	＝	＝
5時	生徒・児童	全面	290 円	570 円	＝	＝
		半面	140 円	＝	＝	＝
午後	一般	全面	690 円	1,380 円	2,070 円	8,290 円
		半面	340 円	＝	＝	＝
5時	生徒・児童	全面	340 円	690 円	＝	＝
		半面	170 円	＝	＝	＝

(イ) その他の施設（1時間当たり）

施設名	区分	使用料
唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館	卓球室	一般 210 円
唐津市北波多社会体育館		生徒・児童 100 円
唐津市肥前体育館		
唐津市鎮西スポーツセンター体育館		
唐津市北波多社会体育館	ミーティ	一般 210 円
唐津市鎮西スポーツセンター体育館	グループ	生徒・児童 100 円



一般	330 円
生徒・児童	160 円

(2) 個人利用

区分	金額（1時間あたり）
一般	110 円
生徒・児童	50 円

備考 唐津市浜玉社会体育館、唐津市相知浦の川スポーツセンター、唐津市相知牟田部体育館、唐津市相知平山体育館、唐津市相知佐里体育館及び唐津市鎮西石室体育館は、当該利用を除く。

5 テニスコート使用料

(1) 専用利用

ア 唐津市庭球場

区分	金額（1面につき1時間あたり）
一般	360 円
生徒・児童	180 円

イ 唐津市鎮西スポーツセンターテニスコート及び唐津市七山鳴神の丘運動公園テニスコート

区分	金額（1面につき1時間あたり）
一般	360 円
生徒・児童	180 円

ウ 唐津市相知天徳の丘運動公園硬式庭球場、唐津市相知軟式庭球場、唐津市肥前総合運動場庭球場及び唐津市呼子スポーツセンターテニスコート

区分	金額（1面につき1時間あたり）
一般	310 円

唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場			
唐津市鎮西スポーツセンター体育館	多目的室	一般	210 円
		生徒・児童	100 円
唐津市肥前体育館	シャワー（1回につき）		100 円
唐津市鎮西スポーツセンター体育館			
唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場			

備考 ミーティングルーム及び多目的室は、体育館をスポーツ行事に利用する場合で、当該スポーツ行事の競技運営に利用する場合は、無料とする。

エ 唐津市相知浦の川スポーツセンター（1時間あたり）

区分	使用料	
	営利目的以外に利用	営利目的に利用
体育館	一般	210 円
	生徒・児童	100 円
冷暖房設備	一般	160 円
	生徒・児童	80 円

オ 唐津市巖木本山体育館、唐津市相知牟田部体育館、唐津市相知平山体育館、唐津市相知佐里体育館、唐津市鎮西石室体育館、唐津市呼子殿ノ浦体育館（1時間あたり）

区分	使用料
午後5時まで	520 円
午後5時から	1,040 円

備考 当該施設を利用する場合の使用料は、営利活動を目的として利用する場合において徴収するものとし、営利活動以外の利用の場合は、当該使用料は徴収しない。

生徒・児童	150 円
-------	-------

(2) 個人利用

区分	金額（1時間あたり）
一般	110 円
生徒・児童	50 円

(3) 夜間照明施設利用

区分	金額（30分あたり）
唐津市相知軟式庭球場	150 円
唐津市肥前総合運動場庭球場	
唐津市鎮西スポーツセンターテニスコート	
唐津市呼子スポーツセンターテニスコート	
唐津市七山鳴神の丘運動公園テニスコート	

6 プール使用料

唐津市屋内プール

ア 専用利用

区分	金額（1時間あたり）
温水	10月～翌年5月 3,320 円
冷水	6月～9月 1,660 円

イ 個人利用

区分	金額（1時間あたり）
一般	温水 220 円
	冷水 110 円
生徒・児童	温水 110 円
	冷水 50 円

(2) 個人利用（3時間あたり）

区分	使用料
一般	100 円
生徒・児童	50 円

備考 唐津市巖木本山体育館、唐津市相知牟田部体育館、唐津市相知平山体育館、唐津市相知佐里体育館、唐津市鎮西石室体育館、唐津市呼子殿ノ浦体育館は、当該使用料は徴収しない。

5 テニスコート使用料

(1) 唐津市庭球場（1面につき）

区分	使用料			個人利用 1人3時間当 たり
	専用利用			
	4時間以内	4時間を超え 8時間以内	超過料金	
一般	1,250 円	2,090 円	2,090 円に8時間を超え る時間について、1時間 ごとに260円を加算	210 円
生徒・ 児童	620 円	1,040 円	1,040 円に8時間を超え る時間について、1時間 ごとに130円を加算	100 円

(2) その他の施設

施設名	区分	使用料		
		専用利用（1 面1時間当 り）	個人利用（1 人3時間当 り）	夜間照明施設 （30分当 り）

ウ 児童プール 無料

7 武道場使用料

(1) 専用利用

区分		金額（1面につき1時間当たり）
唐津市東部少年武道館	一般	390円
唐津市肥前武道場	生徒・児童	190円
唐津市呼子柔剣道場		
唐津市巖木柔剣道場	一般	210円
	生徒・児童	100円

(2) 個人利用

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

8 弓道場及び相撲場使用料

(1) 専用利用

区分		金額（1時間当たり）
唐津市相知天徳の丘運動公園弓道場	一般	310円
唐津市鎮西スポーツセンター弓道場	生徒・児童	150円
唐津市肥前総合運動場相撲場（屋内・屋外）		
唐津市鎮西スポーツセンター相撲場		
唐津市浜玉相撲場（屋内・屋外）		

(2) 個人利用

区分	金額（1時間当たり）

唐津市相知天徳の丘運動公園硬式庭球場	一般	210円	150円	100円
唐津市相知軟式庭球場	生徒・児童	100円	80円	
唐津市肥前総合運動場庭球場				
唐津市呼子スポーツセンターテニスコート				
唐津市鎮西スポーツセンターテニスコート	一般	260円	260円	100円
唐津市七山鳴神の丘運動公園テニスコート	生徒・児童	130円	130円	

6 プール使用料

(1) 唐津市屋内プール

ア 専用利用（1時間当たり）

区分		使用料	
		4時間以内	超過料金
温水	10月～翌年5月	2,650円	4時間を超えるときは、左欄の金額に1時間ごとに3,980円を加算
冷水	6月～9月	1,340円	4時間を超えるときは、左欄の金額に1時間ごとに2,010円を加算

イ 個人利用（2時間以内）

区分	使用料	超過料金

一般	110 円
生徒・児童	50 円

9 ボートハウス使用料（艇庫使用料）

区分		金額（1艇につき年額）
一般	エイト艇	47,120 円
	フォア艇	23,560 円
	その他の艇	15,480 円
大学生	エイト艇	23,560 円
	フォア艇	11,780 円
	その他の艇	7,740 円
高校生以下	エイト艇	11,780 円
	フォア艇	5,890 円
	その他の艇	3,870 円

備考 冷暖房を利用する場合の電気料は、実費相当額を徴収する。

10 グラウンド・ゴルフ場使用料

区分	金額（1人につき1時間当たり）
唐津市相知天徳の丘運動公園グラウンド・ゴルフ場	150 円

11 屋外運動場及び運動広場夜間照明施設使用料

区分	金額（30分当たり）
唐津市立東唐津小学校運動場	全灯 410 円
唐津市立長松小学校運動場	全灯 830 円
唐津市立佐志小学校運動場	全灯 620 円
唐津市立西唐津小学校運動場	全灯 620 円

一般	温水	410 円	2時間を超えるときは、左欄の金額に1時間ごとに310円を加算
	冷水	210 円	2時間を超えるときは、左欄の金額に1時間ごとに150円を加算
高校生	温水	150 円	2時間を超えるときは、左欄の金額に1時間ごとに120円を加算
	冷水	100 円	2時間を超えるときは、左欄の金額に1時間ごとに80円を加算
幼児・小学生・中学生	温水	100 円	2時間を超えるときは、左欄の金額に1時間ごとに80円を加算
	冷水	50 円	2時間を超えるときは、左欄の金額に1時間ごとに40円を加算

ウ 児童プールは、無料とする。

7 武道場使用料

(1) 専用利用（1時間当たり）

区分			使用料	
			スポーツ	スポーツ以外の催事
唐津市東部少年武道館	午後5時まで	一般	1面 260 円	全館 2,120 円
		生徒・児童	1面 130 円	—
	午後5時から	一般	1面 310 円	全館 2,550 円
		生徒・児童	1面 150 円	—
唐津市厳木柔剣道場	午後5時まで	一般	210 円	—
		生徒・児童	100 円	—
	午後5時	一般	250 円	—

唐津市立外町小学校運動場	全灯	830 円
唐津市立湊中学校運動場	全灯	620 円
唐津市立鏡中学校運動場	全灯	830 円
唐津市立鏡山小学校運動場	全灯	620 円
唐津市立久里小学校運動場	全灯	620 円
唐津市立大良小学校運動場	全灯	620 円
唐津市立大志小学校運動場	全灯	830 円
唐津市立第一中学校運動場	A面	830 円
	B面	830 円
	全灯	1,040 円
唐津市立竹木場小学校運動場	全灯	620 円
唐津市立高島小学校運動場	全灯	410 円
唐津市立鬼塚中学校運動場	全灯	620 円
唐津市立浜玉中学校運動場	A面	620 円
	B面	830 円
	全灯	1,200 円
唐津市立浜玉中学校テニスコート	全面	620 円
唐津市立浜崎小学校運動場	全灯	1,040 円
唐津市立玉島小学校運動場	全灯	1,040 円
唐津市巖木広瀬運動広場	全灯	1,040 円
唐津市立巖木中学校テニスコート	1面	150 円
唐津市立簗木小学校運動場	全灯	620 円
旧唐津市立本山小学校運動場	全灯	620 円
唐津市立巖木小学校運動場	全灯	410 円

	から	生徒・児童	120 円	—
唐津市肥前 武道場	午後 5 時 まで	一般	1面 260 円	1面 520 円
		生徒・児童	1面 130 円	—
	午後 5 時 から	一般	1面 310 円	1面 620 円
		生徒・児童	1面 150 円	—
唐津市呼子 柔剣道場	午後 5 時 まで	一般	1面 260 円	1面 520 円
		生徒・児童	1面 130 円	—
	午後 5 時 から	一般	1面 310 円	1面 620 円
		生徒・児童	1面 150 円	—

(2) 個人利用 (3時間あたり)

区分	使用料
一般	100 円
生徒・児童	50 円

8 弓道場及び相撲場使用料

(1) 専用利用 (1時間あたり)

区分	使用料	
午後 5 時まで	一般	210 円
	生徒・児童	100 円
午後 5 時から	一般	250 円
	生徒・児童	120 円

備考 唐津市西唐津相撲場、唐津市佐志相撲場は、当該使用料は徴収しない。

(2) 個人利用 (3時間あたり)

区分	使用料
一般	100 円

唐津市立相知中学校運動場	A面	620円
	B面	830円
	全灯	1,200円
唐津市立北波多中学校運動場	全灯	620円
旧唐津市立切木中学校運動場	全灯	1,040円
唐津市立入野小学校運動場	全灯	830円
唐津市立田野小学校運動場	全灯	410円
唐津市立納所小学校運動場	全灯	1,040円
唐津市鎮西馬渡運動広場	全灯	1,040円
唐津市立加唐小学校運動場	全灯	620円
唐津市立呼子小学校運動場	半灯	620円
	全灯	1,040円
旧唐津市立七山小学校運動場	半灯	830円
	全灯	1,200円

1.2 その他の体育施設使用料 無料

備考 (別表第2共通)

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間に端数が生じたときは、その端数の時間は、次により処理する。
  - (1) 1時間当たりで規定するもので1時間に満たないとき 1時間
  - (2) 30分当たりで規定するもので30分には満たないとき 30分
- 3 個人利用の場合は、次に掲げる回数券を利用できるものとする(夜間照明施設利用を除く。)。
  - (1) 110円券の12枚つづり 1,100円

生徒・児童	50円
-------	-----

備考 唐津市西唐津相撲場、唐津市佐志相撲場は、当該使用料は徴収しない。

9 ボートハウス使用料(艇庫使用料)

区分		使用料		
		エイト艇	フォア艇	その他の艇
1艇につき	一般	31,420円	15,710円	10,470円
年額	大学生	15,710円	7,850円	5,230円
	高校生	7,850円	3,660円	2,610円

備考 冷暖房設備及びシャワー設備を利用する場合は、光熱水費の実費相当額を徴収する。

1.0 グラウンド・ゴルフ場使用料(30分当たり)

区分	使用料
1人以上10人未満	1人当たり 50円
10人以上30人未満	1団体当たり 520円
30人以上50人未満	1団体当たり 1,040円
50人以上	1団体当たり 1,570円

備考 1回の利用時間は、原則2時間以内とする。

1.1 屋外運動場及び運動広場夜間照明施設使用料(30分当たり)

名称	使用区分	使用料
唐津市立東唐津小学校運動場	全灯	410円
唐津市立長松小学校運動場	全灯	830円
唐津市立佐志小学校運動場	全灯	620円
唐津市立西唐津小学校運動場	全灯	620円
唐津市立外町小学校運動場	全灯	620円

(2) 50円券の12枚つづり 500円

- 4 一般とは、15歳以上の者で中学生及び高校生以外のものをいう。ただし、ボートハウス使用料（艇庫使用料）においては、15歳以上の者で中学生、高校生及び大学生以外のものをいう。
- 5 市民以外の個人又は団体が利用する場合の使用料（ボートハウス使用料（艇庫使用料）を除く。）は、各区分に応じた金額の2倍の額とする。
- 6 物品の売買又は宣伝を目的として利用する場合の使用料は、各区分に応じた金額の5倍の額とする。この場合において、前項及び次項の規定は、適用しない。
- 7 入場料を徴収する場合の使用料は、各区分に応じた金額の5倍の額とする。この場合において、第5項及び前項の規定は、適用しない。

唐津市立湊中学校運動場	全灯	620円
唐津市立鏡中学校運動場	全灯	830円
唐津市立鏡山小学校運動場	全灯	620円
唐津市立久里小学校運動場	全灯	620円
唐津市立大良小学校運動場	全灯	620円
唐津市立大志小学校運動場	全灯	830円
唐津市立第一中学校運動場	A面	830円
	B面	830円
	全灯	1,040円
唐津市立竹木場小学校運動場	全灯	620円
唐津市立高島小学校運動場	全灯	410円
唐津市立鬼塚中学校運動場	全灯	620円
唐津市立浜玉中学校運動場	A面	620円
	B面	830円
	全灯	1,150円
唐津市立浜玉中学校テニスコート	1段階当たり	100円
唐津市立浜崎小学校運動場	半灯	620円
	全灯	1,040円
唐津市立玉島小学校運動場	半灯	620円
	全灯	1,040円
唐津市巖木広瀬運動広場	全灯	1,040円
唐津市立巖木中学校テニスコート	1面	100円
唐津市立簀木小学校運動場	全灯	620円
旧唐津市立本山小学校運動場	全灯	620円

唐津市立巖木小学校運動場	全灯	410 円
唐津市立相知中学校運動場	A 面	620 円
	B 面	830 円
	全灯	1,150 円
唐津市立北波多中学校運動場	全灯	620 円
旧唐津市立切木中学校運動場	全灯	1,040 円
唐津市立入野小学校運動場	全灯	1,040 円
唐津市立田野小学校運動場	全灯	410 円
唐津市立納所小学校運動場	全灯	1,040 円
唐津市鎮西馬渡運動広場	全灯	1,040 円
唐津市立加唐小学校運動場	全灯	620 円
唐津市立呼子小学校運動場	半灯	620 円
	全灯	1,040 円
旧唐津市立七山小学校運動場	半灯	830 円
	全灯	1,150 円

1 2 その他の体育施設使用料 無料

備考（別表第2共通）

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理並びに原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間に端数が生じたときの端数時間は、次により処理する。
  - (1) 1 時間に満たないとき 1 時間
  - (2) 30 分に満たないとき 30 分
- 3 個人利用の場合は、次に掲げる回数券を利用できるものとする（夜間照明施設利用は、除く。）。



(1) 100円券の12枚綴り 1,040円

(2) 50円券の12枚綴り 520円



# 議案第132号参考資料

## 唐津市公民館条例の一部改正新旧対照表

改 正 案				現 行		
(公民館運営審議会) <b>第2条</b> 法第29条の規定に基づき、前条の規定により設置する公民館(____ ____牟田部地区公民館、平山地区公民館、佐里地区公民館及び打上公民館を 除く。)に、それぞれ公民館運営審議会を置く。 2～5 略 <u>別表第3 (第7条関係)</u>				(公民館運営審議会) <b>第2条</b> 法第29条の規定に基づき、前条の規定により設置する公民館(嚴木公民 館支館、牟田部地区公民館、平山地区公民館、佐里地区公民館及び打上公民館を 除く。)に、それぞれ公民館運営審議会を置く。 2～5 略 <u>別表第3 (第7条関係)</u>		
区分		金額(1室につき1時間当たり)		区分	大会議室(100平方メートル 以上)	その他の会議室(100平 方メートル未満)
		大会議室(200 平方メートル以 上)	会議室(100平 方メートル以上 200平方メー トル未満)			
志道公民館		2,200円	1,600円	志道公民館	1回につき 5,330円	1回につき 2,120円
大成公民館				大成公民館		
竹木場公民館				竹木場公民館		
高島公民館				高島公民館		
鏡公民館				鏡公民館		
久里公民館				久里公民館		
鬼塚公民館				鬼塚公民館		
湊公民館				湊公民館		
神集島公民館				神集島公民館		
大良公民館				大良公民館		
				西唐津公民館		
				東唐津公民館		
				長松公民館		

西唐津公民館			
東唐津公民館			
長松公民館			
成和公民館			
佐志公民館			
浜玉公民館			
北波多公民館			
肥前公民館			
鎮西公民館			
打上公民館			
呼子公民館			
七山公民館			
外町公民館	唐津市都市コミュニティセンター条例（平成17年条例第305号）別表に定める額		
巖木公民館	唐津市巖木コミュニティセンター条例（平成17年条例第306号）別表に定める額		
相知公民館	唐津市相知交流文化センター条例（平成17年条例第304号）別表第1に定める額		
その他の公民館	無料		

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

成和公民館	
佐志公民館	
浜玉公民館	
北波多公民館	
肥前公民館	
鎮西公民館	
打上公民館	
呼子公民館	
七山公民館	
外町公民館	唐津市都市コミュニティセンター条例（平成17年条例第305号）別表に定める額
巖木公民館	唐津市巖木コミュニティセンター条例（平成17年条例第306号）別表に定める額
相知公民館	唐津市相知交流文化センター条例（平成17年条例第304号）別表に定める額
その他の公民館	無料

備考 午後5時以後の利用には、表中の金額に2割相当額を加算する。

# 議案第133号参考資料

## 唐津市都市コミュニティセンター条例の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行																										
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）																										
1. 会議室使用料		1. 会議室等																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1室につき1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室（200平方メートル以上）</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>会議室（100平方メートル以上200平方メートル未満）</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他の会議室（100平方メートル未満）</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1室につき1時間当たり）	大会議室（200平方メートル以上）	2,200円	会議室（100平方メートル以上200平方メートル未満）	1,600円	その他の会議室（100平方メートル未満）	600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1回につき 5,330円</td> </tr> <tr> <td>その他の会議室</td> <td>1回につき 2,120円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料	大会議室	1回につき 5,330円	その他の会議室	1回につき 2,120円												
区分	金額（1室につき1時間当たり）																											
大会議室（200平方メートル以上）	2,200円																											
会議室（100平方メートル以上200平方メートル未満）	1,600円																											
その他の会議室（100平方メートル未満）	600円																											
区分	使用料																											
大会議室	1回につき 5,330円																											
その他の会議室	1回につき 2,120円																											
備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。		備考 午後5時以後の利用には、表中の金額に2割相当額を加算する。																										
2. 社会体育館使用料		2. 社会体育館																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>専用利用（1時間当たり）</th> <th>個人利用（2時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>930円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>生徒及び児童</td> <td>460円</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額		専用利用（1時間当たり）	個人利用（2時間当たり）	一般	930円	110円	生徒及び児童	460円	50円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>時間</th> <th>専用利用</th> <th>個人利用</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1時間当たり</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td>620円</td> <td>1人1回につき 100円</td> </tr> <tr> <td>生徒及び児童</td> <td></td> <td>310円</td> <td>1人1回につき 50円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	時間	専用利用	個人利用		1時間当たり		一般		620円	1人1回につき 100円	生徒及び児童		310円	1人1回につき 50円
区分		金額																										
	専用利用（1時間当たり）	個人利用（2時間当たり）																										
一般	930円	110円																										
生徒及び児童	460円	50円																										
区分	時間	専用利用	個人利用																									
		1時間当たり																										
一般		620円	1人1回につき 100円																									
生徒及び児童		310円	1人1回につき 50円																									
備考 利用時間に端数が生じたときは、その端数の時間は、次により処理する。																												
(1) 専用利用において1時間に満たないとき 1時間																												
(2) 個人利用において2時間に満たないとき 2時間																												



議案第134号参考資料

唐津市巖木コミュニティセンター条例の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表（第8条、第15条関係）		別表（第8条、第15条関係）	
区分	金額（1室につき1時間当たり）	区分	使用料
大会議室（200平方メートル以上）	2,200円	大会議室（100平方メートル以上）	1回につき 5,330円
会議室（100平方メートル以上200平方メートル未満）	1,600円	その他の会議室（100平方メートル未満）	1回につき 2,120円
その他の会議室（100平方メートル未満）	600円		
備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。		備考 午後5時以後の利用には、表中の金額に2割相当額を加算する。	





議案第135号参考資料

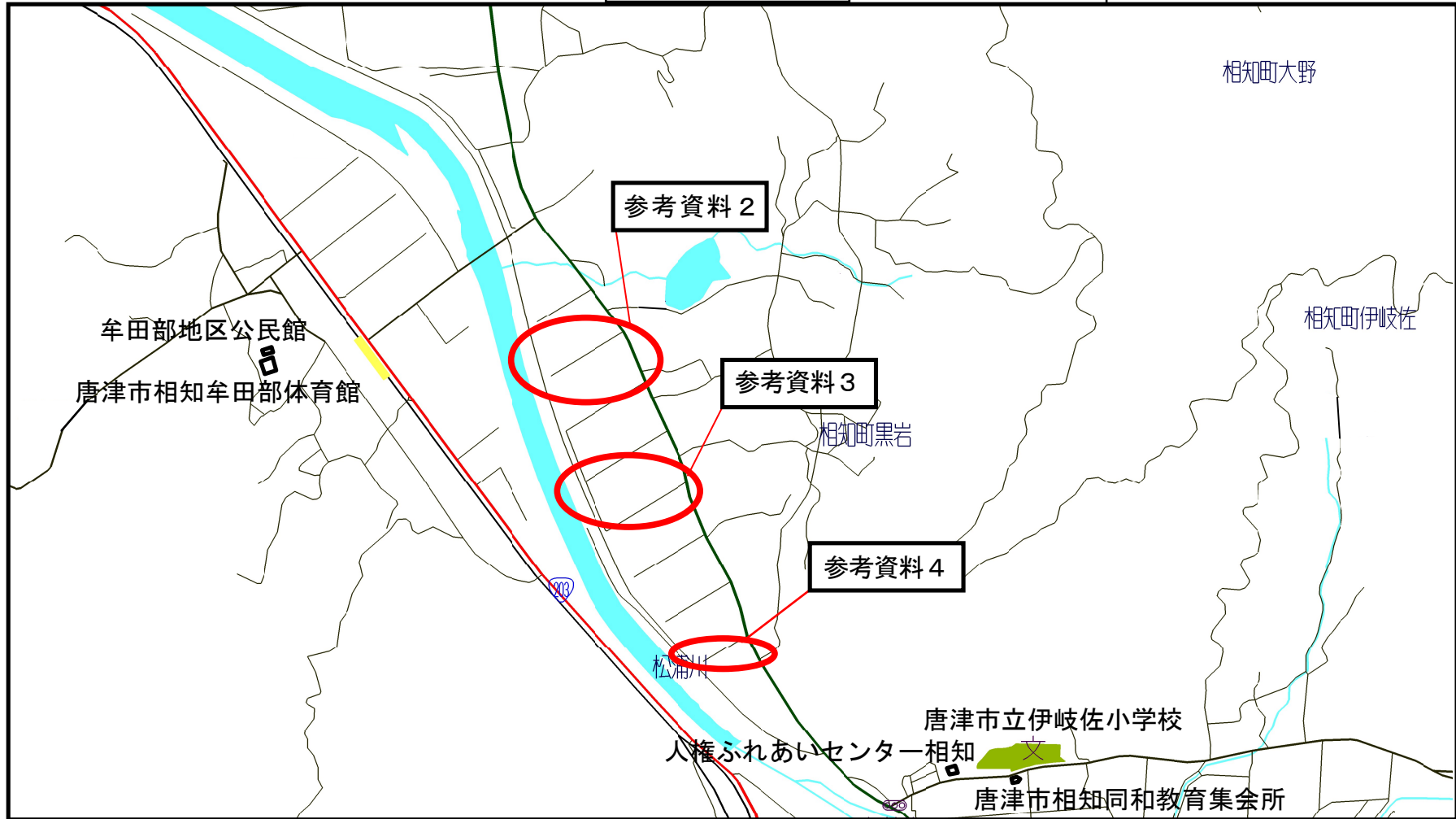
唐津市近代図書館条例の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
区分	金額（1日当たり）	美術ホール使用料	
入場料を徴収しない場合	18,330 円	区分	使用料（1日当たり）
入場料を徴収する場合	31,520 円	入場料を徴収しない場合	12,220 円
備考 利用日数に1日に満たない端数があるときは、これを1日に切り上げる。		入場料を徴収する場合	24,440 円
		備考	
		1 使用料の算定に当たって用いる日数に1日未満の端数があるときは、当該端数を1日として計算する。	
		2 使用料は、冷暖房使用料を含むものとする。	



# 位置図

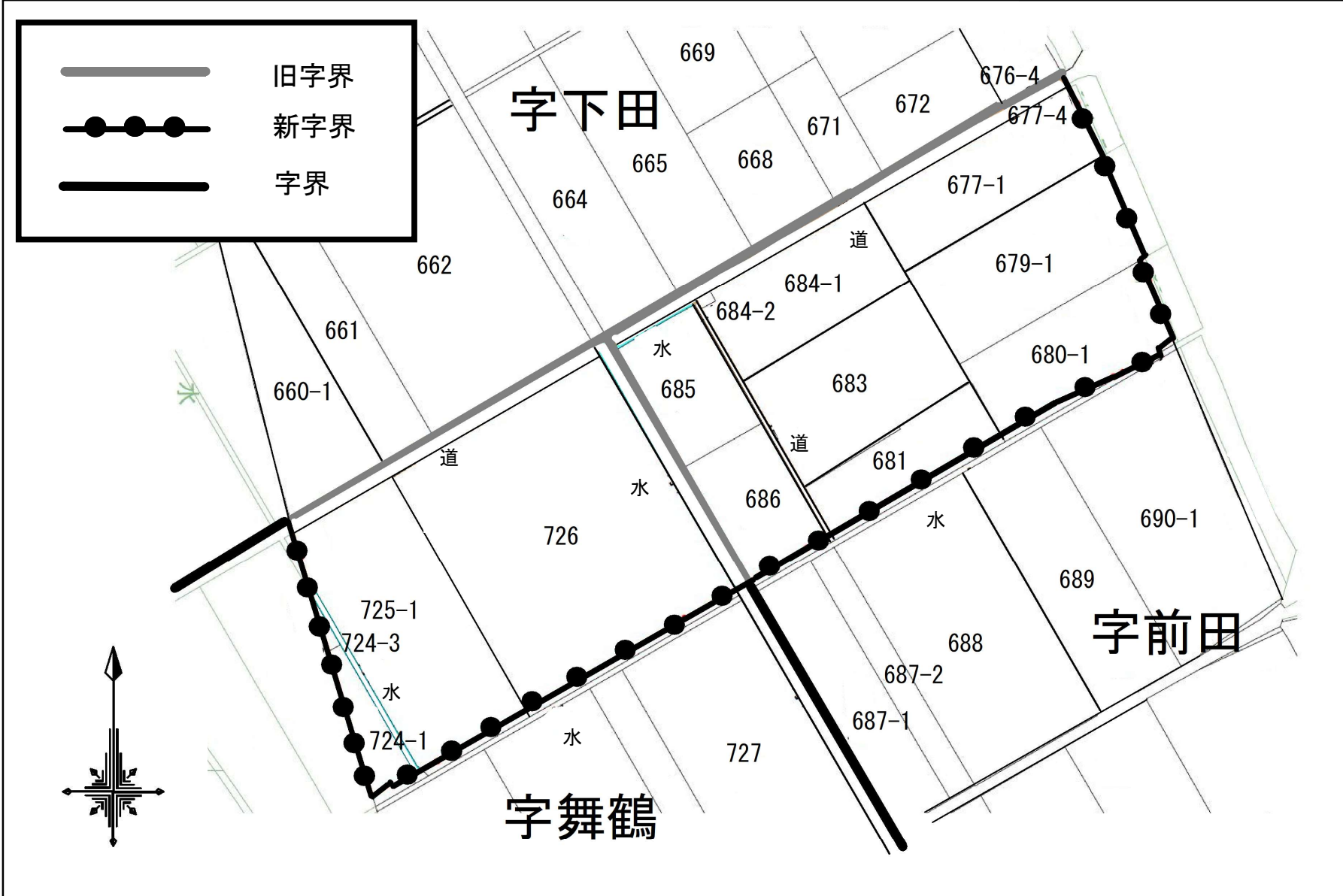
議案第140号参考資料 1



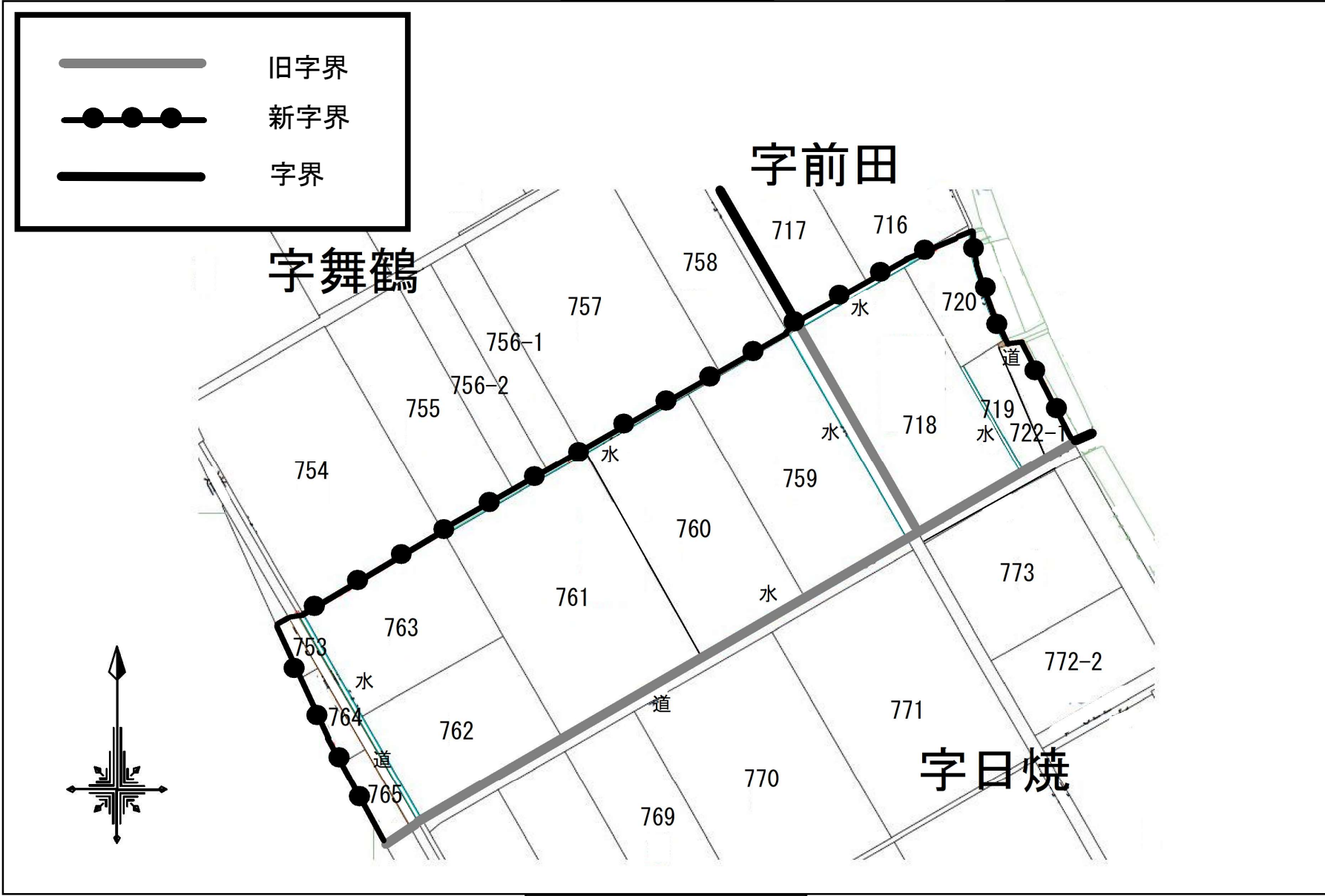
# 字の区域変更

図面

議案第140号参考資料 2



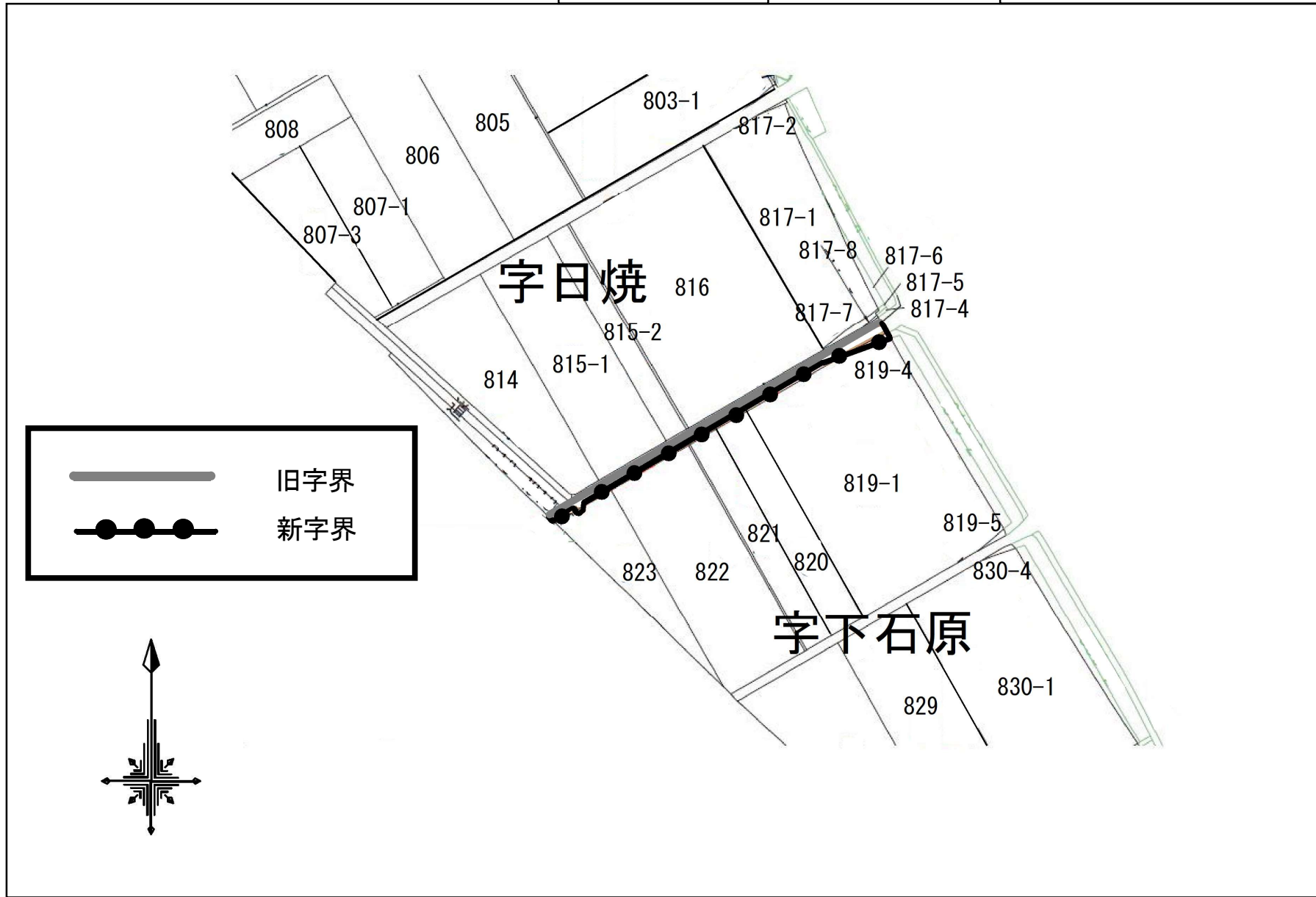
字の区域変更



字の区域変更

図面

議案第140号参考資料 4



字の区域変更

## 指定管理者となる団体の概要

議案番号	公の施設の名称	団体の名称等	団体の目的等
議案第141号	唐津城 舞鶴海浜公園の一部（唐津城部分及び舞鶴公園エレベーター） 東城内駐車場	<p>(名称) 唐津城関連施設マネジメント共同企業体</p> <p>(共同事業体の代表者) 近畿日本ツーリスト株式会社福岡支店 支店長 藤本 邦夫</p> <p>(共同事業体の住所) 福岡県福岡市博多区綱場町1番1号 D-L I F E P L A C E 呉服町8階</p>	
		<p>(名称及び代表者) 近畿日本ツーリスト株式会社福岡支店 支店長 藤本 邦夫</p> <p>(住所) 福岡県福岡市博多区綱場町1番1号D-L I F E P L A C E 呉服町8階</p> <p>(資本金) 100,000,000円</p>	<p>旅行業、KNT-CTホールディングスグループの取り扱う旅行業務の一部受託代行、内外輸送会社の代理店業及び利用航空運送事業並びにこれらの事業に伴う通運業、貨物自動車運送業及び通関業、乗車船券及びクーポン券並びに映画演劇催物等の入場券の受託発売、商品券・プリペイドカードの発行及び販売並びにそれらの取次事業、広告及び宣伝並びに図書の出版・販売、通訳・翻訳業、旅行・観光及び文化・自然に関する情報提供、セミナーの開催並びにそれらに関するコンサルティング業、システム、データベース及びソフトウェアの開発、設計、制作、販売、提供、保守、管理及びコンサルティング業、国内・国際会議及びイベントの企画・立案及び請負事業、結婚式・披露宴の企画・立案及び会場あっせん並びにそれらに関するコンサルティング業、物産品、旅行用品、スポーツ用品、事務機器、医療機器、健康器具及び福祉用品等の販売、</p>

			<p>レンタル、リース及び輸入並びにそれらの取次事業、農・水産物、民芸品、工芸品、観光土産品、食料品、飲料水、酒類、煙草類、医薬品、医薬部外品、日用品雑貨、郵便切手及び収入印紙の販売並びにあっせん、ホテル・旅館及び飲食店の経営、宿泊施設、スポーツ施設及び観光・文化施設の開発並びに運営、損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務、両替業及び金銭貸付業、労働者派遣事業、職業紹介事業及び事務処理代行業、不動産の売買、賃貸借及び管理、建築の企画・設計・監理・施工及びその取次並びにそれらに関するコンサルティング業、介護保険法による指定居宅介護支援事業、看護者、介護者に対する研修業務、市場調査及び広告代理業、経営に関するコンサルティング業、警備業</p>
		<p>(名称及び代表者)          有限会社クリエイティブヤマト          代表取締役          江頭 紘一          (住所)          唐津市紺屋町1691番地1ヤマトヤビル          (資本金)          3,000,000円</p>	<p>不動産の売買、賃貸、管理に関する事業、コンピューターシステムの設計、開発、保守管理、コンサルティング及び教育指導、コンピューターソフトウェアに関する開発、販売、保守管理、コンサルティング及び教育指導、コンピューターの使用及び操作に関するコンサルティング、コンピューターシステムの運営、管理の受託、印刷業並びに印刷物のデザインの制作、各種イベントの企画、構成、インターネットでの広告業務、衣料用繊維製品の製造・仕入・販売、衣料品、日用品雑貨の輸出入及び販売</p>
<p>議案第142号</p>	<p>唐津市呼子台場都市漁村交流施設</p>	<p>(名称及び代表者)          佐賀玄海漁業協同組合          代表理事組合長          川寄 和正          (住所)          唐津市海岸通7182番地233</p>	<p>水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給、組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置、組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売、漁場の利用に関する事業、船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置、組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業、漁業法第109条第1項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第60条</p>



		<p>(払い込んだ出資の総額)</p> <p>469,163,000円</p>	<p>第8項に規定する保全活動その他漁場の管理、組合員の共済に関する事業、組合員の福利厚生に関する事業、組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結、漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん、この組合の有する共同漁業権、特定区画漁業権及び入漁権の管理、クルマエビ養殖漁業、魚類養殖漁業、アワビ養殖漁業及び潜水器漁業の経営、組合員が行う遊漁船業に関するあっせんの事業、漁船損害等補償法第113条第1項及び第2項並びに第3項（同法第121条、第126条及び第126条の6において準用する場合を含む。）に掲げる事業、漁業信用基金協会の委託を受けてするその事務、漁業共済組合の委託を受けてするその事務、九州信用漁業協同組合連合会の委託を受けてする信用事業に係る事務、簡易郵便局法の規定に基づく郵便窓口業務</p>
議案第143号	唐津みなと交流センター	<p>(名称及び代表者)</p> <p>呼子海運株式会社</p> <p>代表取締役</p> <p>谷口 皓一郎</p> <p>(住所)</p> <p>唐津市東大島町2番地52</p> <p>(資本金)</p> <p>10,000,000円</p>	<p>海上運送代理店業務、港湾荷役及び運送業、飲食物販売、土産品煙草等の販売</p>